

議事日程第3号

令和7年6月13日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

~~~~~ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

~~~~~ 出欠議員氏名

出席議員(23名)

1番	鳥	海	隆	太	議員	2番	佐	野	洋	平	議員	
3番	成	澤	和	音	議員	4番	高	橋	千	夏	議員	
5番	関	谷	幸	子	議員	6番	佐	藤	弘	司	議員	
7番	小	久	保	広	信	議員	8番	影	澤	政	夫	議員
9番	植	松	美	穂	議員	10番	相	田	克	平	議員	
11番	堤		郁	雄	議員	12番	山	村		明	議員	
13番	木	村	芳	浩	議員	14番	島	貫	宏	幸	議員	
15番	古	山	悠	生	議員	16番	遠	藤	隆	一	議員	
17番	太	田	克	典	議員	18番	我	妻	徳	雄	議員	
19番	山	田	富	佐	子	議員	20番	高	橋	英	夫	議員
21番	高	橋		壽	議員	22番	島	軒	純	一	議員	
23番	齋	藤	千	恵	子	議員						

欠席議員(1名)

24番 工 藤 正 雄 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	近藤洋介	副市長	吉田晋平
総務部長	神保朋之	企画調整部長	畠山淳一
市民環境部長	遠藤直樹	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	我妻重義	建設部長	石川隆志
会計管理者	本間加代子	上下水道部長	安部晃市
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院事務局長	和田晋
総務課長	高橋貞義	財政課長	渡部真也
政策企画課長	伊藤尊史	教育長	佐藤哲
教育管理部長	土田淳	教育指導部長	山口博
選挙管理委員会委員長	玉橋博幸	選挙管理委員会事務局長	竹田好秀
代表監査委員	志賀秀樹	監査委員事務局長	鈴木雄樹
農業委員会会长	小関善隆	農業委員会事務局長	相田悦志

出席した事務局職員職氏名

事務局長	細谷晃	事務局次長	遠藤桂子
議事調査主査	曾根浩司	主任	齋藤舞有
主任	戸田修平		

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、生物多様性の保全について外2点、18番
我妻徳雄議員。

[18番我妻徳雄議員登壇] (拍手)

○18番(我妻徳雄議員) おはようございます。

市民平和クラブの我妻徳雄です。

一般質問2日目のトップを務めさせていただきます。爽やかに一生懸命務めますので、よろしくお願いします。

大項目の初めに、生物多様性の保全について質問いたします。

地球上には3,000万種もの生き物がいると言われています。これらの生命は、一つ一つに個性があり、支え合って生きています。生物多様性は、単に動植物の種類が多いということだけを意味しているわけではありません。

生物多様性には、3つのレベルの多様性が含まれるとされています。様々な種の生き物が存在している種の多様性、同じ種であっても体の大きさや形、模様や色などの個性が生まれる遺伝子のバリエーションが豊富であることの遺伝子の多様性、そして、森、河川、干潟など様々なタイプの自然が存在し、それらに適合した生物による生態系が存在している生態系の多様性です。

私たち人間も、きれいな水や空気、食料や薬の原料をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取

っています。毎日の食事や医療、文化、産業のどれを取っても、自然の恵みがなければ成り立ちません。しかし、近年、日本では生物多様性が危ないと呼ばれています。原因は、大きく分けて、開発や乱獲で種が減ったり絶滅の危機が迫ったりしていること、里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下していること、外来種などの持込みにより生態系が乱れていること、そして、気候変動など地球環境が変化していることの4つです。そのせいで、日本の野生動植物の約3割が絶滅しようとしています。

それでは、具体的な質問に入ります。

初めに、生物多様性の重要性の認識と現状把握についてお尋ねします。

ふだんの生活の中で、生物の多様性が一人一人の生活にどのように関わっているかを実感するのは難しいかもしれません。それでも、生物多様性が私たち人類の生存に大きく関わっていることは、紛れもない事実です。生物多様性の重要性の認識について、あわせて、本市の現状把握をどのようにしているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律についてお尋ねします。

この法律は、今年4月から施行されました。ネイチャーポジティブ、自然再興の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずるとしたものです。本市もこの法律を研究し、法の趣旨にのっとり、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる取組を進めてはどうでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、生物多様性の確保についてお尋ねします。

生物多様性は、私たちの生活の中で大変重要です。本市が、生物多様性の確保のために取り組ん

でいることや、その対策等を教えてください。

次に、特定外来生物の把握と対策についてお尋ねします。

特定外来生物とは、外来生物、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。ちなみに外来生物とは、明治時代以降に日本に導入された生物種を指します。

現在、黄色いお花を咲かせ、米沢市内各地での生息も確認されているオオキンケイギクも特定外来生物です。とても美しい花なのですが、実は生態系にとって黄色い侵略者とも呼ばれる厄介者です。本市の特定外来生物の生息の把握の方法と、その対策を教えてください。

次に、生物多様性地域戦略の策定についてお尋ねします。

生物多様性基本法では、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

「生物多様性地域戦略策定の手引き」では、とにかく地域を元気にしたいとし、地域戦略は、地域の社会経済活動の基盤となる地域の自然を持続可能な形で上手に生かしていく計画です。持続可能性が確保されることで、様々な形で社会課題の解決や地域活性化につなげることができますと記されています。

多くの市民が、地域の自然を守りたいが、何から始めていいか分からないというのが現状ではないでしょうか。地域戦略は、地域の自然を保全し、育てていく指針です。地域戦略を策定することで様々な人々を巻き込み、大きなうねりを生むことができます。本市も生物多様性地域戦略の策定を進めてはどうでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

大項目の2点目の循環型社会の形成に向けた取組についての質問に入ります。

私たちの暮らしは、自然からの恵みを多く受けています。山菜取りやキノコ取りももちろんそうです。そして、私の大好きな魚釣りももちろん自然の恩恵を受けています。

しかし、地球温暖化、ごみ問題、環境破壊、天然資源の枯渇など、現在多くの課題に直面しています。未来にわたり豊かな暮らしを続けていくためには、循環型社会の形成が重要です。

初めに、一般廃棄物の排出量についてお尋ねします。

第3期米沢市ごみ処理基本計画では、ごみ総排出量の今年度の目標は2万5,000トンです。そして、1人1日当たりのごみの総排出量の目標を872グラムと設定しています。その現状はどのようにになっているでしょうか、お知らせください。

次に、ごみのリサイクル率についてお尋ねします。

同じく第3期米沢市ごみ処理基本計画では、今年度のごみのリサイクル率を15.2%以上と設定しています。現状はどのようにになっているでしょうか、お知らせください。

次に、市民等への啓発等はどのように進めていくかについてお尋ねします。

第3期米沢市ごみ処理基本計画では、ごみ減量化に関する社会意識を醸成するため、学校や地域社会の場において、出前講座等の活動を通して、市民、事業者や各種団体にごみの減量化、再生利用及び分別排出の徹底を促していくと記してあります。その取組状況を教えてください。

次に、第4期米沢市ごみ処理基本計画についてお尋ねします。

第3期米沢市ごみ処理基本計画は、今年度までです。ですから、現在、次期計画の策定を進めていることと思います。次期計画の目標設定に当たっては、野心的な攻めの目標の設定が必要ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

大項目の3点目に、ゼロカーボンシティ宣言後の取組等についての質問に入ります。

最近、温暖化が進んで、特に夏の風物詩が変わったように感じています。私の住む田沢では、つい最近までエアコンがなくても普通に生活できていました。そして、真夏の夜でも窓をしっかりと閉めて寝ていました。うっかり窓を開けて寝てしまうと、明け方に寒くて目が覚めたものでした。それが、最近ではエアコンが必要になりました。そして、夜は窓を開けないと寝苦しくなってしまいました。

さて、本年5月9日、環境省が実施する脱炭素先行地域の第6回公募に、米沢市と飯豊町を主たる提案者として、牛のふんを使ったバイオガス発電事業が山形県内で初めて採択されました。このことで、現在、脱炭素に向けて市民の関心も高まっているときです。だからこそ、脱炭素に向けた意識づくり、そして取組が有効にできると考えます。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言後の取組についてお尋ねいたします。

本市は、令和2年10月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めるとの米沢市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

温室効果ガス排出量を削減するためには、ライフスタイルや価値観を足元から見詰め直し、これまで以上に効率的な資源やエネルギーの利活用等を心がけることが重要です。宣言後の具体的な取組を教えてください。

次に、温室効果ガス総排出量の削減の状況についてお尋ねします。

温室効果ガス総排出量の削減目標を2013年度比で、2030年度には46.8%削減し、2050年度には89.6%削減して、カーボンニュートラルを達成するとしています。削減は十分に進んでいるでしょうか。本市の現状を教えてください。

また、森林整備による二酸化炭素吸収量についても教えてください。

次に、市民等への啓発等はどのように進めてい

るのかについてお尋ねします。

今日の多様で複雑化した環境問題を解決し、持続可能な社会をつくるためには、一人一人が環境との関係を正しく理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくことが何よりも重要です。ゼロカーボンの実現に向けて、市民等への働きかけはどのように進めているでしょうか。取組を教えてください。

最後に、環境学習と環境教育の取組についてお尋ねします。

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、その豊かな自然を私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。特に未来を担う子供たちへの環境教育は、極めて重要な意義を有しています。

地球温暖化対策実行計画（中間見直し）では、次代を担う小学生及び中学生向けに、地球温暖化問題に対する子供たちの理解と関心を深めることを目的として、環境教育を実施するとしています。その内容と状況を教えてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

[遠藤直樹市民環境部長登壇]

○遠藤直樹市民環境部長 私から、我妻議員の御質問のうち、環境教育の一部を除く部分についてお答えいたします。

初めに、1の生物多様性の保全についての（1）重要性の認識と現状把握についてお答えいたします。

生物多様性につきましては、生物多様性基本法の前文に、人類は生物の多様性のもたらす恵みを享受することにより生存していることですか、生物の多様性は地域独自の文化の多様性をも支えていること、人類共通の財産である生物の多様

性を確保し、次の世代に引き継いでいく責務を有することなどが記載されており、非常に重要なものであると考えております。

本市における現状の把握としましては、昨年度、再生可能エネルギーのゾーニングマップを作成する際に、その参考資料とするため、地元で昆虫や植物に関する知識をお持ちの方の御協力を得ながら、市内の希少昆虫と希少植物の生息域調査を行い、生息域の情報を整理いたしました。また、鳥類については、山上地区を中心に希少猛禽類調査を実施しております。なお、これら調査の内容につきましては、希少動植物の保護の観点から公表していないところであります。

次に、（2）地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律についてお答えいたします。

議員がお述べのとおり、この法律は今年4月に施行されたものであり、これから先進事例なども出てくるものと考えております。生物の多様性を増進させるためには、自治体だけの取組では困難であり、企業団体等の活動も重要でありますので、法律の趣旨を十分理解した上で、先進事例等を研究し、本市での活動につなげるよう取り組んでまいります。

次に、（3）の生物多様性の確保についてお答えいたします。

本市では、先ほど申し上げたように希少昆虫等の現状把握に努めているほか、広報よねざわや市ホームページにて特定外来生物への注意喚起や生物多様性保全についての啓発を行っておりますが、市民の皆様の生物多様性に対する認知度はまだまだ低いものと認識しております。

今後は、環境教育や啓発活動を積極的に推進し、市民の認知度向上を図るとともに、先ほど申し上げました生物多様性増進活動促進法に基づく企業団体等の活動を促進できるよう、調査研究を進めてまいります。

次に、（4）特定外来生物の把握と対策につい

てお答えいたします。

議員が御質問の中で述べられましたオオキンケイギクにつきましては、本市でも特定外来生物として把握しており、毎年、開花時期に合わせて広報よねざわに記事を掲載するとともに、市ホームページにて特徴や見分け方の解説、駆除の依頼について掲載しております。また、発見した際には、駆除依頼を土地所有者にお願いしたり、市有地の場合は自前で駆除を行ったりしております。さらに、町内のクリーン作戦の際に駆除協力をお願いしているところであります。

また、環境省の調査結果によりますと、本市において令和5年度、あるいはそれ以前に確認されたそのほかの特定外来生物につきましては、アライグマやアメリカザリガニなど8種となっておりますが、市として対策ができていない現状でございます。

市において防除まで行うことは難しいと考えますので、外来種被害予防3原則の入れない、捨てない、拡げないを周知することに努めてまいります。

次に、（5）の生物多様性地域戦略の策定についてお答えいたします。

環境省のホームページによりますと、令和7年1月現在で策定済みの自治体数は、市区町村では全国で178団体にとどまっており、県内で策定している市町村はございません。策定には相当の労力を要するものと想像されますので、様々な課題が山積する中で、この戦略策定に直ちに着手することは難しいと感じております。

現行の環境基本計画において、基本施策として自然環境と生物多様性の保全の項目を設けており、その計画改定の中で、生物多様性に対する市民意識の把握や施策の拡充を検討していくところから進めていきたいと考えております。

次に、大項目2、循環型社会の形成に向けた取組についてのうち、（1）一般廃棄物の排出量についてお答えいたします。

令和6年度の実績としては、ごみ総排出量が令和7年度目標の2万5,000トンに対して2万3,827トンとなっております。計画を上回る減量となっております。1人1日当たりの排出量では、同目標の872グラムに対して848グラムとなり、こちらも目標を達成している状況であります。なお、総排出量が減量している要因としては、予想を上回るスピードで人口減少が進んだこともあるものと考えております。

次に、（2）ごみのリサイクル率についてお答えいたします。

一般廃棄物の総排出量に対する資源物回収量の割合を示すリサイクル率ですが、令和7年度までに15.2%以上としている目標に対し、令和6年度実績では、ごみ総排出量2万3,827トンに対して資源物回収量は2,658トンで、リサイクル率は11.2%となっております。これは、大型小売店の店頭回収が一般化したことなどによるものと考えております。

なお、県の循環型社会白書を基に本市における店頭回収量の推計値を加えると、リサイクル率は13.4%になると試算しております。

次に、（3）市民等への啓発等はどのように進めているかについてでありますが、学校や各種団体への出前講座に加え、SNS等による情報発信、各種イベントでの周知啓発を行っているところであります。

出前講座につきましては、小学校や地域の衛生組合、外国人技能実習生などを対象に、ごみ減量化の必要性やごみの適正分別について説明しており、令和6年度の実績は4件でしたが、令和4年度、令和5年度は年間10件程度実施しております。

情報発信につきましては、SNSの活用に加え、市のホームページや広報よねざわへの掲載、衛生組合を通じた回覧などを行っております。

最近の新たな取組としては、リユース対策を強化するため、リユースプラットフォーム「おいく

ら」を活用した取組を行っており、昨年10月から本年4月までに67件、168品の利用実績がございました。

また、昨年度はごみの分け方・出し方ガイドブックを新しく作成し、分別方法などをできるだけ分かりやすく説明しているところでございます。

次に、（4）第4期米沢市ごみ処理基本計画についてお答えいたします。

計画における方針や数値目標の設定においては、国、県の計画のほか、本市の次期総合計画や同じく改定作業を進めている環境基本計画などとの整合性を図りながら、市の実情に合った課題解決の指針としていくことが必要であると考えております。

先ほど申し上げましたごみの排出量やリサイクル率などの数的な目標につきましては、現状値を基に今後の人口減少の推計や施策による効果などを考慮して適切な原案を作成し、議会や廃棄物減量等推進審議会などの御意見をお聞きしながら決定していきたいと考えております。

次に、3の（1）ゼロカーボンシティ宣言後の取組についてお答えいたします。

主な取組としては次の3つがございます。

1つ目は、米沢市再生可能エネルギー導入目標の策定であります。本市の二酸化炭素排出量の把握や、市民・事業者へのアンケートなどを実施し、地域特性や再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を令和5年4月に策定いたしました。2050年のカーボンニュートラルに向け、まずは2030年に電気で57メガワット、熱で258テラジュールの導入目標を掲げ、二酸化炭素排出量としては、国の目標に合わせて2013年度比で46%削減を達成しようとするものであります。

2つ目は、ゾーニングマップ案の作成であります。本市のゾーニングマップ案においては、風力発電と土地系太陽光発電を対象に風況や日照状況などのデータのほか、国や県の基準を基に、地

域を導入可能エリア、保全エリア、調整エリアの3つに区分しました。現在、環境審議会で審議していただいており、パブリック・コメントを実施し、地球温暖化対策実行計画に盛り込む予定としております。

3つ目は、脱炭素先行地域であります。環境省の第6回脱炭素先行地域に飯豊町と共同で応募し、先月、山形県で初めて選定されました。上郷、窪田、万世、山上の4つの地区を先行地域として設定し、2030年までにそのエリア内の民生部門についてカーボンニュートラルを達成し、さらにはこの取組をほかの地域にも横展開することとしております。

以上の主な3項目のほかにも、市内小中学生を対象とした地球温暖化防止講演会の開催、ゼロカーボンシティ推進シンポジウムや環境フェスティバルの開催など、市民の意識醸成や啓発活動を中心に取り組んできたところであります。また、令和4年7月には米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行い、ごみ拾い活動の推進等をはじめ、循環型社会形成に向けた情報発信に努めております。

次に、(2)の温室効果ガス総排出量の削減の状況についてお答えいたします。

本市の二酸化炭素排出量については、環境省の自治体排出量カルテのデータになりますが、基準年度である2013年度、平成25年度の98万9,000トンに対して、令和元年度が74万9,000トン、令和2年度が69万8,000トン、令和3年度が66万5,000トンと減少してきており、直近データの令和4年度は68万5,000トンと前年度よりもやや増加しましたが、基準年度と比べて約31%の削減となっております。また、森林整備による二酸化炭素吸収量につきましては、再生可能エネルギー導入目標を策定する際の令和4年度の調査によりますと、年当たり10万6,000トンと試算しているところであります。

次に、(3)の市民等への啓発等はどのように

進めているのかについてお答えいたします。

啓発につきましては、環境省が推進する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動であるデコ活を中心に、広報よねざわや市ホームページ、SNSにより情報発信しているほか、環境フェスティバルでもデコ活のブースを設けてPRしてまいりました。しかし、まだデコ活の認知度は低いと認識しておりますので、機会を捉えて、より一層の啓発が必要であると考えております。

また、今回の脱炭素先行地域の採択により市民の関心が高まっていると感じておりますので、市全域を対象としてより効果的な情報発信を行っていくほか、先行地域の対象となる4地区におきましては、地区部会を設け、地域の方々との協働による啓発普及活動を推進してまいります。

最後に(4)の、環境学習と環境教育の取組についてお答えいたします。

現在、次世代を担う小中学生を対象として、専門的知見を有する山形大学工学部の教授による地球温暖化防止講演会を実施しており、地球温暖化の現状や温暖化防止対策について、理解と関心が深まるように取り組んでおります。この講演会は、平成28年度から市内の全小中学校を5年で一巡するように実施しており、今年度で2巡目が終了する予定であります。

持続可能な社会を実現するためには、次世代を担う人材の育成は大変重要であることから、脱炭素先行地域の選定を機に、山形大学をはじめとする教育機関と連携した環境教育やセミナーを開催し、学園都市としての特色を生かした脱炭素人材の育成も図っていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、3、ゼロカーボンシティ宣言後の取組等についてのうち、市内の小中学校における環境に関する学習活動についてお答

えします。

市内の各小中学校では、遠足や社会科見学などの校外学習や総合的な学習の時間等を活用し、地域や自然と密接に関わる活動を積極的に展開しています。

校外学習に関連した環境学習としては、特に小学校において多様な学習プログラムを実施しております。例えば、全校遠足で里山を歩いたり、地域の方から植物等について詳しくお聞きしたりといった活動を行っている学校が複数あるところです。また、社会科見学の際にバイオガス発電の施設を見学し、再生可能エネルギーについて理解を深めるといった学習活動を行っている学校もあります。ほかにも地域の豊かな森林資源を活用し、森林に親しみながらその資源について理解を深めたり、自然環境保全の重要性について考えたりしている学校もあります。

日常の授業では、教科の学習内容と関連させながら、総合的な学習の時間に環境に関するテーマを子供たちが設定し、体験を通した環境学習を実施している学校が複数あります。例として、地元農家の方に協力いただき、自然との関わりや農業を学ぶ米作り体験や、水環境保全を考えるための学校周辺の水質調査などが上げられます。また、海洋ごみ問題や、山形県の環境に適した発電方法を考える学習など、ローカルな視点とグローバルな視点も育成できるよう、発達段階や地元の環境に合わせた環境学習も行われているところです。

加えて、SDGsを意識した活動も各校で積極的に行われており、生徒会によるペーパーレスの取組や、縦割りグループによるエコバッグ製作など、実践的な活動が展開されています。

このように、各小中学校では多様な手法による環境教育を推進し、身近な地域から地球規模まで広く環境問題について考え、自発的・主体的に行動できる人材育成に努めています。教育委員会としましても、引き続き効果的な環境教育が推進されるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） それでは、順次再質問させていただきます。

生物多様性の保全についての（1）の部分の重要性は強く認識していますよと。具体的にどうするのだという話になっていくわけなのですが、まず、各地区や地域で環境美化というか、様々な取組を町内会とかいろいろな団体でやっていると思うのですけれども、本市において主に生物多様性に主眼を置いてやっているような、そういった団体というのは確認しているものですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 市として業務を行う中で、こうした団体の方、個人の方などと関わりを持って意見交換する機会などもありますけれども、これらを包括的に把握して整理しているという現状にはありませんので、そういうことも今後検討していく必要があるのかと感じております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 何でお聞きしたかというと、私もそうなのですけれども、多くの人たちが環境を意識して何とかしなければならないという思いはかなり強く持っていると思うのです。だけれども、どんな活動にどう参加していいか、そういうことがなかなか難しくなってきている。改まってどこかにあれば、環境に興味を持ちながらいろいろなことに参加もして自然を大切にする、そんな取組ができるのだと思いますけれども、今だとなかなか一人で一生懸命頑張って、ごみは分別をきちんとしましょうとか、家の周りの草ぐらいは刈りましょうかとか、そういうこと以上のことはなかなかできなくなってきたている。

先ほど市民環境部長の答弁にもありましたけれども、脱炭素先行地域、そして環境意識が高まっている、さらには地球温暖化などでどんどんどんどん気温が上昇てきて、みんな非常に環境に興味を持っている。こうしたときだからこそ何

らかの手を打つ、そういうことが大切だと思うのですけれども、具体的に私たちも参加できるような、行政主導で少し考える、そんなことは可能でしょうか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 議員がお述べのとおり、なかなか生物多様性についてふだんの生活の中では実感しにくいというのもあるかと考えております。多くの市民に関心を持ってもらって、小さなことからでもいいので少しずつ行動していただくということが重要と思っております。それをさらに一人一人ではなくて多くの方に広げていく、あるいは多くの方がつながりながらやっていくという取組につなげていくためにどういったことができるのか、市としていろいろなことを考えていきたいと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ゼひよろしくお願ひしたいと思います。

そういう足がかりとしてはオオキンケイギク、これは非常にいいと思うのです。みんなでやろうよと、とことんやろうよみたいな。本当に道の脇にいっぱい咲いていて結構きれいなのです。ずっと咲いているから、きれいな黄色い花がいっぱい咲いていたというのが多くの人の感想です。やはりそれが特定外来種だという意識を持って対応するのと、きれいな花がいっぱい咲いていると思っているのは、これは大きく違うのです。

きれいな花だからいいかというと、あれが物すごく広がっていくのです。あつという間にというのは言葉がどうか分からぬけれども、すごいスピードで広がっていくようです。田沢のほうでもかなり広がってきてているのが確認されていますから、そうするとほかの生態系にいろいろな問題が生じてくる。だから特定外来種になっているので、オオキンケイギクを毎年広報誌に載せて、ホームページで頑張りましょうと。少し抜いたりしても抜けないので。結構丈夫で、本気になって

スコップか何かでやらない限り難しいような取組になるので、それを足がかりとしてもいいと思うので、ぜひいろいろな形でもう少し徹底してやる、その点はどうですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 議員がお述べのとおり、なかなか今の現状難しいところもあるのですけれども、やはり一人一人だけでなく町内会とか、そういった団体の中で取り組んでもらえるようなことをやっていきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） アメリカザリガニもうです、ブラックバスもそうなのですが、いろいろな意味で親御さんは子供から言われると結構聞くのです。これは特定外来種だから出しておいては駄目なのだよみたいな、例えば学校の中で特定外来種についての講義とか話とかは出るものですか。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 すみません、確実にそうだという根拠はございませんけれども、様々な授業の中で、特に理科ですとかの中で取り扱うことはあると思いますし、私も社会科で取り上げたことがあると認識しております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ゼひ、今オオキンケイギクは周囲にも咲いていると思いますので、そういうのはいい機会ですから、少し子供たちに興味を持っていただけ、そういう機会を先生方から提供していただけ、そんなことができればと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

生物多様性地域戦略の策定です。いろいろな形で市民が関わって策定していく。環境省からは結構立派なものがいっぱい出ています。地域戦略策定の手引のプログラムだとか、こういう方法でこうですとかなり詳しく載っているのは、うなづいていらっしゃるから御存じなのだと思いますけれども、ただ先ほど答弁があったように、山形県

もまだつくっていませんけれども、私は市民の皆さんを巻き込むという言葉が、一緒に現状を把握しながら、地域戦略の策定の中で環境意識をつくりしていく、そしていろいろな団体などとも働きかけをしながら進めていく、それは非常に有効な手段になると思うのです。

以前に一般質問で、川崎の脱炭素かわさき市民会議の話をさせていただきました。多くの方々が関わって環境意識をつくり、地球温暖化防止をやっているという中身でした。川崎のです。だから、米沢市も市民の皆さんにお力をお借りしながら、そして市民の皆さんの意識も醸成して、地域戦略をつくる。そういう作業を少し丁寧に取り組んではどうかと思うのですが、いかがですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 私も環境省の手引を確認しましたけれども、現状把握のところで、やはりそういった多くの人からいろいろな情報を集めてつくりていくのがいいのではないかということも書かれておりましたけれども、やはりその情報を集める、整理して、それをまた確認していく作業などもあって、なかなか大変という印象は持っております。先ほども申し上げたところですけれども、直ちに戦略を単体で策定するというのは難しいかと思っておりますけれども、環境基本計画の中で生物多様性に関する内容については拡充していくたいと考えておりますので、その過程の中で様々な団体、個人の方の御協力などもいただけたらと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 生物多様性の重要性は、演壇で少し述べさせていただきましたけれども、これから将来に向けてもっともっと重要なってくると思うのです。そうしたときに米沢市が先進的な取組を率先して進めていく、そういうことは非常に大事。今、米沢市の周辺は自然が多くあって、環境問題はそんなにまだまだかと思っているかもしれないのですが、やはり私は少しづつ少

しづつ環境は悪化していると思うのです。さっき演壇でも言いましたが、暑さをまず実感します。一頃よりはるかに暑い。雨も一頃より降り方が厳しくなってきており。シトシトではなくてザーザーという、そういったゲリラ豪雨みたいのがどんどん多くなってきており。

やはり1番、2番、3番ともリンクしているのですけれども、いろいろな意味で市民の皆さんのお理解をいただきながら進めていく、そういうことがいいかと思うので、ぜひ地域戦略、今すぐとは言いませんけれども、前向きに御検討いただければと思います。

2番目の循環型社会の形成に向けた取組についてお伺いいたします。

先ほど演壇でも申し上げましたけれども、現在第4期米沢市ごみ処理基本計画の策定中ということで間違いないですよね。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 そのとおりでございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 策定に当たっての数値目標です。もう人口が少しづつ減少してきて、多分5年後、10年後がどういうごみシステムになっているとか、いろいろな予想が難しいと思うのです。私が常々言っているように、プラスチックの回収方法も変わってくるかもしれません。置賜広域行政事務組合もいずれ変えてくれると私は思っていますけれども、そういったことを総合的に考えて臨機応変にやる、そういう第4期ごみ処理基本計画にしなければならないと思います。今の踏襲主義ではなくて、将来を見据えた計画もきちんとつくりしていく、そんなことが必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 第3次山形県循環型社会形成推進計画におきましては、全国一ごみの少ない県を目指すということで高い数値目標を掲げている状況にございます。そういう数値につい

てはやはり参考になるのかと考えております。

一方で、昨年度の廃棄物減量等推進審議会におきましては、実現性のある目標を達成していくことで市民が計画の前進を実感できることも重要なという御意見などもいただいているところでありますので、そういうところを踏まえて数値目標を検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 本当に頑張れば何とかなるという目標設定が私はいいかと思いますので、その点も考慮いただければと思います。

近藤市長にお尋ねします。日頃より市長は好循環の米沢ということを標榜しているわけですが、少し意味合いが違うのかもしれません、循環型社会の形成ということは非常に大事だと思います。今の資源を有効的に使っていく、そういう意味からいうと、好循環の米沢をどうつくりしていくのか。市長の循環型社会についての考えを少しお聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

議論を聞いておって、我妻徳雄議員は屈指の環境派であられるので大変勉強になったと思っておりますが、やはり環境問題を考えると、今社会で進めているのは3Rというのでしょうか、リデュース、これは物を大切に使いましょうと、ごみを出さないようにしましょうと、リユース、これは繰り返し使いましょうと、リサイクル、これは再利用しましょうと、この3Rで物事を進めていこうということに取り組んでいるわけでありますけれども、最近ではこれをさらに一步進めて、もう議員も御存じのとおり、英語で恐縮ですけれどもサーキュラーエコノミーというのですか、循環経済という形でもう一步進めていこうと国全体で取り組んでいます。

それは何かというと、やはり物事の設計段階からもうごみは出さないと、もう出さないのだということを前提に物事をつくっていこうと、こうい

う発想でかなり野心的な取組ですが、でも実はこのことをやることが、少し経済の話で恐縮ですけれども商売になるというか、これをやらないと逆に言うともう輸出もできないという世の中にだんだんなってきたと、こういうことだろうと思います。

なので、我々としてもそういうサーキュラーエコノミー、循環経済、物事を最初から循環を前提に商品だってつくっていこうという話にだんだんなりつつあるので、こういう動きに合わせて、社会をつくるなければいかんという問題意識は持っています。でも、結構なかなか難しいです。そうはいうものと。今回、牛ふんの脱炭素というのもある意味で一つそういう取組でもあるのですけれども、なかなか言うはやすい行は難しいと、こういうことは感じております。

また、そういう中で、これまた英語で恐縮ですけれども、よく言われるのはバタフライエフェクトというのですか、チョウチョウの羽ばたきが大きな変化を起こすと、こういうことでよく使われるわけでありますが、小さな動きが集まれば大変大きな変化を起こすと、こういう言葉でありますけれども、まさにそれで一人一人の小さな行動がやはり予想もしなかった大きな変化を起こすというのもこれまた事実でありますので、先ほど来市民環境部長も答弁させていただいているように、どうやって市民レベルで小さな動きを起こさせるかという仕組みづくりは、これは行政としてもやらなければいかんと思いますし、議員が御指摘のとおり、もうかなり環境問題というか温暖化は具体的に我々の生活に身近な問題として大きな影響を与えていますので、やはり難しいけれども一人一人の意識を強めて、できればサーキュラーエコノミーというか、循環経済を米沢から発信できるよう取り組んでいきたいとこんな意識でございます。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 市長、ありがとうございます

いました。

3番目のゼロカーボンシティ宣言後の取組についてお聞きいたします。

ゼロカーボンシティ宣言後、いろいろ活動していただいているけれども、一番は市民意識、それは変わってきたというか、非常にゼロカーボンに向けて頑張っていこうとなってきたている、そういう認識でよろしいですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 宣言したことによる効果というのももちろんあったと思いますし、あと、近年全国的に暑い日が続いておりますので、メディアでも大きく取り上げられていることなどから、市民の方にとっても身近な話題になっているのではないかと思います。市民意識の高まりを今度は市民の行動変容につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 市民意識をどうつくつて、そして行動に移していくか、それは行政です。いろいろなことを研究しながら進めていただければと思います。

最後に、環境教育について少しお伺いしています。いろいろ学校でも取り組んでいただいているのだということを改めて認識させていただきました。やはり机上の話だけでなく、フィールドというか現場でいろいろ話を直接する、聞く、そしてそこに携わっていらっしゃっている方からお話を聞きする、すごく有効だと思います。そういった取組をもっと広げていく、そして、学校だけでなく、家でも子供たちとそういう話ができる家庭の教育も私は大事なのだと思います。その点について、教育委員会の認識はいかがですか。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員がお述べのように、まず、机上だけではなくて、外に出ていって体験を通して学ぶということは大事だと思っていますし、コロナ禍明け、少しずつそういう外に広が

っていく活動が戻ってきていると思います。また、保護者の方と御家庭の中で子供たちと一緒にそういう話ができるということもすごく大事なことだと思っているところであります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） ゼひ、家庭でも環境問題などについていろいろ話ができる、そして、親御さんたちもやはり意識して環境の話をしていくだく、そのためには市民一人一人がやはり環境意識を持って、そしてどうやっていくのだということの積み重ねの中で環境はよくなっていくのだと、よくしていかなければならないと思います。今日はそういう意味での一般質問をさせていただきました。以後、取組をよろしくお願ひ申し上げて、私の一般質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

~~~~~

午前11時06分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、子供たちの視力低下予防対策について外1点、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

初めに、お忙しい中、傍聴にお越しくださいました皆様、そしてインターネットで御覧くださっている皆様、ありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、先日6月10日は「子どもの目の日」でした。近年、デジタル機器に触れることが多く、低年齢化する近視の発症予防や進行を防ぎ、子供た

ちの視力の成長を見守る上で、6歳児に視力1.0は大切な節目になることから、日本眼科啓発会議が6歳児視力1.0を6月10日に見立て記念日を設定しました。今回の質問は、大事な子供たちの視力についてまず質問させていただきます。

大項目1つ目、子供たちの視力低下予防対策についてお伺いいたします。

もちろん子供たちの視力低下予防は、学校生活よりも各家庭での過ごし方に関係が深いのではとも考えますが、学校教育としてできることは何か、子供たちの将来を考えて今取り組むことは何か、対策をしっかりと子供たちの目の健康を守る必要があると考え、質問いたします。

小項目1、本市における児童生徒の視力の現状についてお伺いいたします。

令和6年2月12日、文部科学省は令和6年度学校保健統計調査の確定値を公表しました。小学生・中学生の裸眼視力1.0未満の割合は、過去と比べてどんな結果だったのかお知らせください。

また、文部科学省が発表した児童生徒の近視実態調査の結果、裸眼視力0.3未満の小学生・中学生の割合についてもお知らせください。この場合、眼鏡やコンタクトレンズを使用しての矯正率についてもお知らせください。

こうした調査の結果を受け、教育委員会としてこの調査の結果の原因をどう分析しているのか、お考えをお示しください。

大人にとってのみならず、将来のある子供たちにとって、言うまでもなく視力は学業や学びにおいて非常に重要であり、将来の目の健康を守る上でも改めて見直す必要があると考えます。そのため、これらの要因を洗い出し、視力低下を防ぐための、さらには予防策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

小項目2、幼児期における目の健康の取組の重要性についてお伺いいたします。

眼科医の62%が、子供たちの視力低下のスピードは大人の2倍ほど早いと回答しています。人間

の情報の約8割が目から入ってくると言われています。子供の成長過程において、その大切な目は8歳頃までにはほぼ完成することから、幼児期における視力不良の早期発見・早期治療がとても大事です。成長時期に異常があれば、早く発見することが将来につながることになるのです。

本市においても、3歳児健診において目の屈折検査を実施しているそうですが、実施状況をお知らせください。また、就学時健診の際の目の異常の発見の取組についてもお知らせください。

さらにまた、保育士や幼稚園教諭が目の健康体操の講習を受け、実際実施し、御家庭でも習慣化している自治体もあります。本市でも、幼児期より子供たち自身が、そして保護者の皆様が目の健康に関する意識を高める手立てが必要と考えますが、いかがでしょうか。

小項目3つ目、学校における視力低下予防対策と家庭への情報提供や指導についてお伺いいたします。

まず、一つの提案として、「20-20-20ルール」の推奨です。目から30センチメートル以内のものを30分以上見続けると、近視は進行すると言われています。特にパソコンやタブレット、ゲーム機などを連続して見ないことがポイントになるそうです。20分たったら目を離し動くこと、立ち上ると視線は遠くに行き、それだけで目のピントを調整する筋肉、毛様体筋の緊張が緩む、それが画面を20分見たら、20秒間、20フィート（約6メートル）以上離れたものを見て休憩する。この運動は、視力低下や眼精疲労を防げる運動としてアメリカで推奨されているものです。日本でも、進む視力低下を何とかしようと様々な啓発活動が行われていると思いますが、本市としての取組をお知らせください。

最後に、ICT教育と視力の関係について国も調査を進めているそうですが、ICT教育と視力の関係性について、教育委員会としてどのような所見をお持ちかお尋ねいたします。総じて、全市

を挙げて子供たちの目の健康を守る仕組みづくりが今必要であると、私は強く思うところです。

大項目 2つ目、同性介助の推進についてお伺いいたします。

同性介助、聞き慣れない言葉かと思います。同性介助とは、その名のとおり、性別を同じにする従業者や施設職員等が介助を行う同性同士の介助のことです。同性介助は、障がいの方や高齢者の方の介護の基本です。令和 6 年度より厚生労働省は、障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容として、本人の意向を踏まえたサービス提供について、障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記しました。

具体的には、本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）として、施設・事業所等において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記しました。こうした同性介助の現状と課題、今後の展望をお聞かせください。

小項目 1、障がい者支援施設・高齢者福祉施設における同性介助の現状についてお伺いいたします。まず初めに、同性介助の原則とその重要性について、そして、同性介助のメリットと異性介助のデメリットについても御教示ください。さらに、施設や事業所等で働く方々の現場の声の把握により現状をどう捉えているか、お知らせください。

小項目 2つ目、障がい者支援施設・高齢者福祉施設における同性介助の課題についてお伺いいたします。両施設における課題をどう把握なさっているのか、お伺いいたします。また、課題があれば、本市の各計画に具体的にどのように反映したかもお知らせください。

小項目 3、今後の課題解決に向けた取組についてお伺いいたします。現介護保険事業計画による

と、本市では2040年、現在50歳の方々、団塊ジュニア世代の方々が65歳に達し、現役世代が急減する2040年には、65歳以上の人口が2万4,043人、高齢化率何と39.0%と見込まれます。つまり介護ニーズが非常に高まると推察され、介護現場の人材の確保が大変重要になります。サービスやケアをするにも、まず人材の確保ということになります。将来的に介護人材の不足が懸念されます。今から取り組んでいること、また、これから取り組もうとしていることなどがあればお知らせください。

障がい者支援施設・高齢者福祉施設の利用者の方々の声を反映したサービス、そして、そこで働く人々のやりがいや充実、ひいては各施設や事業所等の持続可能な発展のためにも、本市としてできることは何か、利用者にとって最適なケアを提供できる環境を整える政策を望み、演壇からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

[佐藤 哲教育長登壇]

○佐藤 哲教育長 私から、（1）本市における児童・生徒の視力低下の現状についてのうち、子供たちの視力低下予防対策についての各項目の市内小中学校の児童生徒に関することについてお答えします。

初めに、本年 2 月、文部科学省公表の令和 6 年度学校保健統計調査結果及び山形県作成の令和 6 年度学校保健統計調査結果から、全国と山形県の状況に本市の状況を加えてお答えします。まず、裸眼視力 1.0 未満の割合については、小学校では全国で 36.8%、山形県で 35.3% となっており、本市では 34.5% と、全国、県の数値を下回っています。また、中学校では全国で 60.6%、山形県で 65.8% となっており、本市では 63.7% と、県の数値は下回るもの、全国の数値と比較すると 3.1 ポイント高い結果となっております。

過去の数値との比較では、今から 42 年前の昭和 58 年の結果を確認しましたところ、小学校で

22.8%、中学校で43.0%でしたので、小学校、中学校ともに1.5倍程度増加しておりました。

次に、裸眼視力0.3未満の割合ですが、コンタクトレンズ装着者の裸眼視力を本市では測定しないため、全国及び県の数値と単純には比較できないことをお断りした上でお答えしますと、小学校では全国で10.3%、山形県で9.9%となっており、本市では9.8%と全国、県の数値を僅かですが下回っております。また、中学校では全国で29.8%、山形県で30.9%となっており、本市では25.2%と全国、県の数値から大きく下回っているところです。

なお、本市の矯正視力者の割合については、小学校で15.2%、中学校で38.4%となっております。本市の各学校では、検査において視力が1.0未満であった全ての児童生徒に対して、矯正の有無にかかわらず眼科受診の勧奨を行っているところです。

視力低下の要因としましては、生活習慣の変化、スマートフォンやタブレットといったICT機器の使用時間の増加と新型コロナウイルス感染症蔓延延期での屋外活動の減少も関連しているものではないかと思われます。

次に、（2）幼児期における目の健康の取組の重要性についてのうち、就学時健診への目の屈折検査導入についてお答えします。

現在の就学時健診での視力検査で、屈折検査は行っておりません。本市の就学時健診は、就学予定の学校において行っており、屈折検査を学校で適正に実施できる環境を整えることが難しい状況にあります。したがいまして、これまでどおりの検査を行い、就学後の視力検査で異常のあった際の受診勧奨によって眼科受診につなげてまいりたいと考えております。

次に、（3）学校における視力低下予防対策と家庭への情報提供や指導及びICT教育と視力の関係性についてお答えします。

初めに、各校における視力低下予防対策につい

てですが、各学校において、保健だよりによる啓発や、タブレット使用時の姿勢や部屋及び画面の明るさなどについての指導が行われております。さらに、視力低下を予防するために、廊下の数か所に視力表を掲示し、児童が日常的に視力を測定できるようにしている学校もあります。

議員に御教示いただきました20-20-20ルールにつきましても、画面を見ることに集中しているとまばたきが少なくなり、目が乾きやすくなるため、30分に1回、20秒程度遠くを見るようにすると保健だよりで周知している学校も数校ありました。

また、小学校では、ふだんから中間休みは体を動かして遊ぶことを推奨しており、学校で定めたメディアコントロールデーには中間休みに外で遊ぶことを推奨している小学校もあり、視力低下予防については各校工夫して指導しております。

ICT教育と視力の関係性につきましては、先ほど申し上げましたとおり、スマートフォンやタブレットといったICT機器の使用時間の増加と新型コロナウイルス感染症蔓延延期の屋外活動の減少が少なからず起因しているものと考えております。低学年のうちから、児童だけでなく保護者も正しい知識を持ち、目の健康の重要性を意識して生活することが大切であると考えております。今後も広い取組が市内の小中学校に広がるよう、教育委員会としても努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

[山口恵美子健康福祉部長登壇]

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目1、子供たちの視力低下予防対策についての（2）幼児期における目の健康の取組の重要性についてのうち、3歳児健康診査における屈折検査と保育所等における目の健康体操などについてと、大項目2、同性介助の推進についてお答えいたします。

初めに、3歳児健康診査についてですが、議員がお述べのとおり、子供の目は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までに完成し、生涯の

視力が決まると言われています。

強い視力障がいは子供の行動から保護者が気づきやすいことから、比較的早期に発見されますが、屈折異常や斜視に伴う視力発達の遅れである弱視は、日常生活では気づかれないことが多くあります。

本市では、3歳児健康診査を視力の発達の遅れや目の疾患を早期に発見して治療につなげる重要な機会と捉え、令和4年10月から、これまで実施していた目に関するアンケートやランドルト環を用いた視力検査に追加し、屈折検査を導入しております。

この屈折検査は、スポットビジョンスクリーナーという遠赤外線を利用したフォトスクリーナー屈折検査機器を使用し、子供の目を撮影します。ピントが合えば数秒以内に検査は終了し、結果についても自動判定され、子供にとっても負担の少ないものとなっております。

令和6年度は受診者421人のうち79人に目の要精密検査の判定が出ており、要精検率は18.8%でした。屈折検査を導入する前の令和3年度の目の要精密検査率が3.5%であったことから、要精密検査の判定率が高くなっている状況です。

医療機関にて精密検査を受けた結果としては、令和7年4月までに受診が確認できた者55人について、重複して所見が発見された者を含みますが、乱視30人、疑いを含む弱視19人、遠視18人などとなっており、要医療となった者が5人、経過観察となった者が41人となっております。

このほか、近視の原因の一つと言われるテレビなどの視聴時間について、3歳児健康診査における問診項目に組み込み、テレビやスマートフォンの視聴時間を確認し、保護者の振り返りや気づきにつながるよう努めております。特に視聴時間が長時間に及ぶ場合などは、リーフレットを活用し、保護者に対して丁寧な説明を行っているところです。

次に、保育所などで目の健康体操を習慣化でき

ないかについてお答えいたします。

本市では、目の健康体操を取り組んでいる保育所等はなかったところですが、園だよりや保健だよりなど園発行の各種便りにおいて、目の健康に関する情報の提供を行い、保護者への周知啓発に努めています。

各園においては、保育指針等に基づき保育を実施しており、健康な心と体を育て、子供自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うことが求められています。現在のところ、目の健康に特化した具体的な保育内容は示されていないところですが、乳幼児期は見る、聞く、触れるなどの五感の働きを豊かにする時期でありますので、先進地における様々な事例なども含め、各園に必要な情報の提供に努めていきたいと考えております。

次に、子供の目を守る取組について全市を挙げての検討を望むについてお答えいたします。

こども家庭庁発出の令和6年2月19日付事務連絡では、子供の健やかな発育のため、子供の情報発信機器の使用を周囲が注意して管理することの重要性が示されています。現在、それぞれの部署が子供の目の健康を守ることの重要性を認識し、関連する法令等に従い事業を展開していますが、子供に関わる部署が連携し取り組むことも大変重要であると感じています。それぞれが持つ情報を共有し、またそれをどのように保護者に伝え、働きかけていくか、また、関係機関と連携してどのような対策が講じられるか、研究してまいります。

続いて、大項目2、同性介助の推進についてお答えいたします。

初めに、（1）障がい者支援施設・高齢者福祉施設における同性介助の現状についてお答えいたします。

同性介助の原則とその重要性についてですが、同性介助とは、福祉施設においてサービスを利用する人が、性別を同じくする支援員などからサービスを受けることを指しています。

厚生労働省令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の第22条第2項において、指定障害者支援施設等は、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないとされており、さらにその基準の解釈通知が令和6年3月29日付で改正されました。そこでは、先ほども議員がお述べのとおり、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである」と追加されたところです。

のことからも、特に排せつや入浴などが同性からのサービス提供となることで、利用者の不安感や心理的なストレスが軽減されるだけでなく、虐待や人権擁護の観点からも同性介助の重要性は非常に高いものと考えております。

高齢者福祉施設における各種施設の人員、設備及び運営に関する基準省令においても、入所者、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った処遇やサービスの提供に努めなければならないと定められていることから、同様に対応するのが望ましいと考えております。

続いて、同性介助のメリットと異性介助のデメリットについてですが、同性介助を行うメリットとして、一般的に入浴や排せつなどプライバシーに関わる配慮が必要な介助においては、同性の方が利用者に寄り添ったケアができ、利用者に安心感を与えることができると言われています。そのことにより、利用者の人としての尊厳を尊重できるというメリットがあると考えられます。

異性介助のデメリットとしては、1つ目として、身体的な介助を受ける際、利用者に遠慮が生じて我慢してしまうなど、身体的・精神的な安心が得られないことが考えられます。2つ目として、支援員などの介助に関わる者や利用者双方にセクシュアルハラスメントの問題があると考えられ

ます。異性介助により誤解が生じない対応に配慮するあまり、必要な介助ができず不衛生な状況になってしまう場合や、また、障がい者に対しては性的虐待の危険性も考えられます。

現場の声の把握により現状をどう捉えているかについてですが、現在本市では、障がい者支援施設・高齢者福祉施設どちらも、職員の配置状況や男女別及び同性介助に関する現状は把握していないところです。市が指定・監督している小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの事業所においては、条例で定める職員の配置基準について確認を行っていますが、男女別までの確認は行っていないところです。

なお、本市では介護サービス相談員を高齢者介護サービス事業所等に派遣し、利用者の声を直接お聞きしております。その中では、利用者から介護者の性別による介助の不安などの声は上がっていない状況です。

次に、(2) 障がい者支援施設・高齢者福祉施設における同性介助の課題についてお答えいたします。

障がい者支援施設における同性介助の課題については、日中のサービスを提供する支援員は女性が多く、短期入所等の夜間のサービスを提供する支援員は男性が多いことから、サービスの利用する時間帯によって、入浴介助や排せつ介助などが異性の支援員が対応となる場合もあるため、人材や人員不足により勤務シフトが回らず、同性介助ができない現状であると認識しており、障がい者支援施設においての人材確保が課題であると考えております。

高齢者福祉施設によっては、人員配置や介護職員の性別の偏りなどにより同性介助を十分に提供できない場合があるほか、ベッドなどからの移乗など体力を要する介助については、女性介護職員の負担が増加する可能性などが課題として上げられ、障がい者支援施設と同様、人材の確保の必要性を感じています。

のことから、高齢者福祉施設については同性介助に言及はしていませんが、人材の確保の課題に対し、米沢市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に掲載し、趣旨普及事業として介護技術に関する研修会と新たな介護人材の確保に向け、市民や学生を対象にした介護職の魅力向上につながる情報発信を取り組むこととしております。

続いて、（3）今後の課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

介護事業においては、団塊ジュニアが65歳に到達する2040年に向けて介護人材の確保が重要であることは承知しているところです。本市で現在取り組んでいる事業としては、小項目の（2）で述べたとおり、介護技術向上と離職防止を目的とする研修会を開催しています。また、今後の新たな人材確保の取組としては、介護職の魅力向上につながる情報発信を取り組むこととしています。

高齢者福祉サービスの維持、向上のため、人材の育成、人材の確保は大変重要と捉えておりますので、国における処遇改善をさらに進めていただくよう、国、県へ様々な機会を捉えて要望もしてまいります。

質の高いケアを提供するにはどうすればいいかなどの指導についてですが、障がい者支援施設においては、異性介助について国から方針が示され、本人の意思に反した異性介助を繰り返すことは心理的虐待の一つとして例示されたことを受け、改めて利用者の意向を踏まえ、同性介助に向けた対応の必要性を各施設に周知しているところであります。障がい者支援施設への指導については、県の担当課が所管するものでありますので、市としては県と情報交換を密にしながら連携して対応していきたいと考えております。

高齢者福祉施設に対しては、知識・技術及びレベルの均一化を図り、介護サービスの質の向上を目指すことが必要と考え、研修会等を行っています。高齢者福祉施設への指導につきましては、市が指定・監督する小規模多機能型居宅介護などの

地域密着型サービスの事業所、それ以外の県指定・監督の事業所と所管が別になりますが、県と情報を共有し、連携して対応してまいります。

介護職・障がい者施設で働く方々の魅力向上につながる情報発信についてですが、障がい者支援施設においては、厚生労働省発行のパンフレット等を活用し、情報発信を図っていきたいと考えております。

介護施設で働く方々のそれぞれの魅力向上につながる情報発信については、今年度、市報8月号に介護に関わる事業内容等を掲載し、介護職の魅力や情報を発信していく予定です。特に、将来介護や福祉の専門職を職業選択肢として考えていただけるよう、中学生や高校生を対象にした「介護の仕事の魅力」を特集記事として、介護に関わる仕事の紹介や実際働く方の体験からやりがいのある仕事であることを情報発信してまいります。また、市が発信する情報のほか、山形県やハローワークなど様々な機関において福祉に関する職業の魅力発信が行われているところです。

質の高いケアの施策の一つとして、ＩＣＴの活用が考えられます。介護者の負担軽減、業務の効率化が図られ、このことにより利用者への質の高いケアにつながることが期待できることから、県が実施する介護テクノロジー一定着支援事業費補助金制度の周知を図っていきます。また、専門資格を必要としない業務を任せられるアクティビティニアの活用なども検討していきたいと考えております。

両業界の持続可能な発展のためにも、利用者にとって最適なケアを提供できる環境を整える政策の構築が必要と考えるがどうかについてですが、このたび障がい者支援施設における異性介助に関して、厚生労働省が省令の解釈通知を改正し、本人の意思に反する異性介助がなされないと示したように、国の制度で実施している事業については、様々な課題解決に向け、利用者、事業者の声を聞き、国の責任において全国統一的な対

策を講じていただく必要があると考えております。

市は、利用者、事業者に一番近い存在であることから、様々な現場のお声をお聞きし、県や国に届けていけるよう努力してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございます。

大項目1つ目、子供たちの視力低下予防対策についてから再質問させていただきます。

今、現状をいろいろ数字でお聞きしたわけですが、裸眼視力の1.0未満の小学生34.5%というと、例えば小学校35人学級だとして12人の子供が1.0未満だという事実、中学校では何と全国平均よりも3.1ポイント高いのでしょうか。45人学級でいえば約29人の生徒さんが裸眼視力1.0未満、過去と比べても1.5倍の結果という驚くべき数字の発表がなされたわけです。

以前は、矯正すれば視力が出るということで眼鏡やコンタクトレンズの装着ということであったわけですけれども、近視が進行するとなぜ悪いのか。これまであまり問題視されていなかったような気がいたします。しかし、様々な疫学的なデータの蓄積から、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があるということが分かってきたわけですが、矯正ということはもちろん必要なのですが、それ以上に近視が将来に悪影響を与えないよう目の健康を守るという意識の変化について、ますどのように認識なさっていらっしゃるか教えてください。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員がお述べのように、まず視力の低下が、その後大人になってからも含めてですけれども、様々な眼病のもとになる可能性があるという部分については大変問題だと思っておりますし、重要視していくなければならぬと捉えているところであります。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 文部科学省の初等中等教育局は、子供たちの目の健康を守るための啓発資料をホームページに掲載して情報提供しております。ここで議長の許可をいただきまして、資料を御紹介させていただきます。

資料をお願いいたします。

これらは、文部科学省が各県の教育委員会へ、そして各県から各市町村へ情報提供された啓発資料であります。今出ている1枚目ですが、「目をまもるためににはどうすればいいの？」と、児童向け、生徒向けの分かりやすい資料です。質問として、「ずっとゲームをしていたりタブレットに顔を近づけて見ていたら「目がわるくなる」って言われたよ！でもそれってホント？」と。答えとして、「ほんとうだよ。さいきん、遠くが見えづらくなる「近視」の子が世界中で増えているんだ。近視になるのは、タブレットやスマホ、ゲーム機などを長い時間、近くで見ていることが原因の一つと言われているよ」など、大変質問に分かりやすく答えています。

次の資料をお願いします。

左側の「子供たちの目を守るために～知っておきたい近視の知識～」、近視について解説した資料です。①「近視の子供が増加しています」、②として「近視が進行するとなぜ悪いの？」、3つ目として「近視を防ぐための生活習慣は？」、これらは保護者向けの資料だと思います。大変分かりやすい資料です。

次、お願いいたします。

3枚目は、「子供の近視予防よくあるご質問」として、屋外で遊ぶ時間が長い子供ほど近視になりにくいと言われています。この資料には、子供の屋外活動時間と近視になる割合が示されており、1日2時間以下の屋外活動でも近視の進行抑制に効果が得られる可能性があると図で示しているところでございます。

資料を映させていただきまして、ありがとうございます。

ざいました。

こうした文部科学省の情報提供、とても分かりやすく、子供たちが読んでも分かるような資料がありました。子供たちの目の健康を守るために大変効果的な啓発の資料であると思います。これらは令和6年7月31日付の啓発資料でありましたけれども、各学校において適宜使用してほしいとの趣旨がありました。本市でこの啓発資料をどのように活用していらっしゃるか、教えてください。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

先ほど御提示いただきました資料、国、県から市にも届いている資料でありますけれども、ある小学校では全ての児童に配っていたり、あと、指導の中で使った後、保健だより等で各家庭にもお配りしている状況ということで活用させていただいているところであります。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） 資料を活用していくでいて、本当によかったです。

もう一つ、2020年から始まった新型コロナ感染拡大によって、在宅の勤務や家の学習などをはじめ、リモートへの生活に多く移行したわけですけれども、感染が収まてもインターネットは今や日常生活に必要不可欠なものとなっています。インターネット利用のために、大人も子供もパソコンやスマートフォンやゲーム機などを様々なシーンで使っています。

そんな中、こども家庭庁が2024年2月に発表した令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査の結果をこども家庭庁が発表したわけですが、これを少し御紹介させてください。それによりますと、満10歳から満17歳までの青少年の98.7%がインターネットを利用していると回答しています。結果を見て私が大変不安に思ったのは、利用時間の長さです。ちなみに、中学生で4時間42分、小学生3時間46分、そして0歳から9歳までの低年齢層で何と2時間5分で、低年齢層

で2時間以上使用している割合が50%という驚くべき結果でした。

視力低下の要因は様々あるわけですけれども、遺伝的要因だけではなくて、スマートフォンやタブレットやゲーム機など、子供たちのデジタル機器の長時間使用、またデジタル機器を至近距離で見続けるといった環境的要因も大いに関係していると思います。児童生徒が健康に留意してICTを活用するためのガイドブック、国は示しているわけですけれども、本市でも視力低下を防ぐために、保護者や児童生徒にインターネットとの上手な付き合い方など、どのような情報提供や指導をなさっているものか御教示ください。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

インターネットの上手な付き合い方も含めて、家庭への情報活用についての指導、資料提供というところについてですけれども、視力低下につきましては、検査等の結果を各校の学校保健委員会等で学校医、教職員、あと保護者代表と共有して、特にメディアコントロール等につきましては問題視しているところであります。各校では、スマートフォン、タブレット等の使用について保護者研修会を実施したり、メディア利用についての啓発を行っているところであります。

先ほど議員からお示しいただきました青少年のインターネット利用環境実態調査につきましても、非常に活用できる資料であると思いますので、今後そういうところも情報提供を行ってまいりたいと考えているところであります。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） ありがとうございます。保護者向けの研修をなさってくださっているということでございましたけれども、私はいろいろ考えてみると、保護者向けのところが一番核かと思っています。例えば、寝る1時間前はデジタル機器をもう見ないとか、部屋の明るさに合わせて画面の明るさを調節するなど、こうした具体的

な情報提供、正しい情報を様々保護者の方々にもぜひ提供なさっていただけたらと思ったところです。

大項目 1 の最後になりますが、福井県の鯖江市の取組を一つ御紹介したいと思います。福井県鯖江市では、「眼」を「育てる」と書いて「眼育さえプロジェクト」として、就学前の最終チェックと学習の遅れなどを未然に防止するとして、屈折検査を視力検査と同時に実施しています。この検査は対象者の 9 割が受診し、保護者の関心の高さがうかがえているところです。

先ほど、演壇で健康福祉部長から御紹介いただきましたけれども、本市の同じ 3 歳児健診で使用しているスポットビジョンスクリーナー、こうした機器を使用した屈折検査を就学前に実施して、弱視等の早期発見に努めているそうです。ほかにも大学との連携など様々な取組を実施しているところでございます。

演壇でも申し上げましたが、本市も全市を挙げて各課横断で子供たちの目の健康を守る取組、プロジェクトとして取り組むことも今大変必要だと私は思っています。重要性は認識してくださっているという御答弁でございましたけれども、やはりここは大事なところですので、スピード感を持ってぜひプロジェクトとして取り組んでいただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上で申し上げさせていただきました。全市を挙げての取組というところにおいて、やはりまずは各課が持っている情報、これが共有できているかどうかというところが第一歩になるかと思います。現在、子供に關係する部署としてこども家庭課及び子育て支援課がありますが、やはりそこでの情報共有及び連携というのが非常に重要なものとなっていると感じております。まずは、先ほども壇上で申し上げました通知など、それらが共有されているか、またそのような情報が保育所に届いているか

というところも含めまして、やはり 2 つの課、こちらが共同して事業展開できるように、まずは第一歩としてそこの情報の共有を進めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） それでは、大項目 2 つ目、同性介助の推進について再度お伺いしたいと思います。

本市における同性介助の現状と課題について御答弁いただいたところでございますが、今回、現場で働く方々の声をいただいて、同性介助について質問させていただきました。特に障がい者支援施設の方からは、男性職員が少なくどうしても異性介助にならざるを得ない、そのため様々な工夫を凝らして利用者の声を反映したサービスを行っているのだという声をいただいたところです。

厚生労働省が明記した同性介助の推進というところには、職員の方々の性別のバランスや人材不足の解消がやはり鍵になると思います。厚生労働省の令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容に向けた、本市でも障がい者支援施設の人材に関するアンケート調査を改定前に行われたと思いますけれども、いかがだったでしょうか。もし調査済みでしたら、現状と課題について概略を教えてください。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 このたび、障がい者計画、障がい福祉計画など計画策定を今後予定しております。前回の計画策定においては、そこまで職員の支援員に関する調査というのは実施していなかったところですので、まずはお声がお聞きできるよう、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、こちらの策定に向けたアンケート調査において実施していく考えでおります。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

障がい者の支援施設、そして高齢者の福祉施設、

それぞれが今後も持続可能に発展するためにも、同性介助の実施を支える体制を築き上げていくこと、それが求められると思います。健康福祉部長もおっしゃってくださっております、御答弁でもいただきましたが、障がい者支援施設では法的に同性介助の体制は必要なわけすけれども、高齢者福祉施設においては同性介助は常に絶対的に必要とされるわけではないということも分かりました。

今回、様々な現場の方々の声をお聞きして分かったのは、利用者の方々の中には、性別ということを問わず、質の高いケアをしていただくことをより重視していらっしゃる方々も多くいらっしゃるということがよく分かりました。一方、本当に日々大変な思いで介護、介助してくださっている、働いていただいている方々の働く環境を整えたり、働きやすい環境をつくる努力ももちろん必要なわけありますけれども、高齢者福祉施設においては一律に同性介助の原則のみ適用するのではなくて、今後も、御答弁にもありました利用者や職員、両方の声をしっかりと把握して、さらに利用者の方々の心理的ニーズも理解して適切な対応をすれば、性別を問わずより質の高いケアを高齢者福祉施設では提供できるのではないか。そうした政策の構築が必要かと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 高齢者福祉施設、介護に関わっていただく職員の方々は日々大変な御苦労をなさって支援されていらっしゃること、担当課からも聞いております。私たちもその援助ができるよう、支援ができるよう、後方援護ができるよう対策を講じなければいけないということは十分承知しております。そのためにも、職員の方の質の向上を目指した研修会ですか、またお話を直接聞く機会ですか、そのようなものを設けながら、何が今必要とされているかということを十分に認識した上で、次の計画の中でも、

それぞれの介護利用者の方だけにとどまらず、介護される方々の現場の声もお聞きできるようなことを準備として進めていければと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございました。これで質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時03分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市の会計制度の透明性と経営的視点の導入について外1点、4番高橋千夏議員。

〔4番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

○4番（高橋千夏議員） 皆さん、こんにちは。一新会の高橋千夏です。

まず初めに、傍聴に来ていただいた皆様、そしてユーチューブを御覧の皆様、お忙しい中、どうもありがとうございます。

議席をいただいてから3年目に入りました。後期の2年間もしっかり学び、しっかり質問と提言、実行していくように努めてまいります。

今回は、大きく2つ、米沢市の会計制度と秘湯について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、大項目の1つ目として、米沢市の会計制度の透明性と経営的視点の導入についてです。主に、複式簿記の日々仕訳の導入と財務諸表の活用についてお伺いいたします。

お伺いする前に、単式簿記と複式簿記の定義の整理をしますと、単式簿記は、現金の出入りのみ

記録し、決算書類は歳入歳出決算書となります。現金主義ということです。一方で、複式簿記は、企業会計で一般的に使われている会計手法になりますが、資産、負債、純資産、収益、費用といった5つの要素を使い、取引を貸方・借方の両面から記録することによって、財政の全体像を立体的に把握できる仕組みと言えます。よって、貸借対照表（B/S）や損益計算書（P/L）など、企業会計に近い報告書を作成できますので、資産状況、経営成績を正確に把握できると考えます。

現在、多くの自治体では、企業会計を除き、一般会計等においては単式簿記の方式を採用していると思います。米沢市は、決算資料の一部の財務書類を複式簿記で作成していると認識しています。

単式簿記は、現金の出入りを簡便に記録できる一方で、資産や負債の全体像が見えにくい、コスト管理や将来予測に弱いといった課題があると思います。何に幾ら使ったかは分かりますが、資産として何が残っているか、減価償却や将来負担はどれくらいあるかといった情報は得にくいということです。

本市においても、人口減少やインフラ老朽化、社会保障費の増額など、財政運営の複雑性が増す中で、これまでどおりの会計処理が本当に適切なのか、単式簿記を維持しつつ、日々仕訳の複式簿記の導入を検討すべき段階に来ているのではないかと考えます。

また、活用されなければ意味がありません。財務書類を読み解き、政策判断に生かすスキルや体制が整っていない場合、単なる作業の形式化で終わる懸念もあります。

今後はさらに、少ない人数で庁内業務を回す可能性もあり、財務関係もそれに対応していかなくてはなりません。地方財政が年々複雑化・多様化する中で、単式簿記の手法だけでは、資産や負債の実態、将来負担、また行政コストの妥当性を十分に把握することが難しくなり、限界が来ると思

っています。

そして、公共施設の老朽化、人口減少に伴う税収減など、今後の課題に対応するためには、これまで以上に経営的視点を持った財政運営が求められると考えます。

そこでお伺いいたします。

小項目1として、複式簿記の導入についてです。

決算期には期末仕訳を行い、財務諸表を作成しておりますが、日々仕訳を前提としての複式簿記の導入についてです。まず、複式簿記導入のメリットとデメリットをどのようにお考えでしょうか。

また、会計システム更新の時期について、今年3月に更新したばかりとお聞きしていますが、次回の更新は未定という認識でよろしいでしょうか。システムの構築には時間をかけて計画的に移行する必要がありますので、次回の更新計画と合わせて検討を始めてはいかがでしょうか。

小項目2として、財政指標の設定やセグメント分析についてお伺いいたします。

今後、限られた財源をどこに重点的に配分すべきかを考えるためには、マクロとミクロの両方の視点が必要です。マクロ的視点としては、単年度ごとの財政指標などに加えて、中長期的な財政シミュレーションや目標値の設定が求められます。また、ミクロ的視点では、例えば分野ごとや事業ごとなどの採算性や評価、すなわちセグメント分析が効果的と考えます。これにより、費用対効果の検証や非効率な事業やワークフローの見直し、優先順位のエビデンス抽出も可能になると考えます。

現在、本市ではこうした分析手法をどの程度導入、活用されているのか、また、今後の導入可能性についてお伺いいたします。出てきた数字は、見るだけでは何も変わりません。分析して政策に生かす必要があります。

続いて、小項目3として、固定資産台帳の活用についてお伺いいたします。

公共施設やインフラ資産は、多額の維持管理コストを伴いながら長期にわたって使用されます。資産の保有状況や老朽度を把握し、更新・統廃合などを戦略的に行うためには、固定資産台帳の整備と活用が不可欠です。既に多くの自治体で台帳の整備が進められておりますが、実際の活用が不十分という声も聞きます。本市において、固定資産台帳の整備状況と、それが政策判断や予算編成にどのように生かされているのか、あるいは今後の活用方針についてお伺いいたします。

人口減少や財源制約の中にあっても、持続可能な財政運営を実現するためには、数字に基づいた的確な判断と、それを可能にする情報の整備が必要不可欠です。ぜひ本市でも、複式簿記の日々仕訳に関する導入に向けた議論が進むことを期待します。

続いて、大項目の2つ目は、本市における秘湯への支援についてです。

米沢八湯のうち、姥湯温泉、大平温泉、新高湯温泉、滑川温泉、五色温泉の5つは、いわゆる秘湯と呼ばれる地域にあります。本市の秘湯は、アクセスの困難さや自然環境の厳しさと引換えに、ほかにはない魅力を持つ観光資源として、多くの温泉好き、秘湯好きに愛されてきました。一方で、お客様は県外や海外の方が大半を占め、地元の米沢市民にはあまり知られていないというのが現状です。

昨年度の記録的な大雪の影響により、一部の温泉地は甚大な被害を受けており、雪解けが遅く、被害の全貌が明らかになったのは先月5月に入ってからでした。よって、被災直後からの対応が難しかったことも特徴的です。

具体的な被害内容としては、雪が建物内に入り込んだことで窓ガラスが破損した例や、雪の重みによる屋根への荷重によって柱がゆがむ、建物全体がひずむといった構造的な損傷も確認しています。さらに、秘湯に至るまでの道路の一部では、土砂崩れも発生しました。もちろん、秘湯の一つ

一つは民間の施設であり、それぞれが運営していく必要があります。一方で、秘湯の立地やその優位性は、歴史と同じで、後からまねしようと思つてもほかの自治体にはできません。そのような被害がある状況に対して、市の認識をお伺いいたします。

小項目1として、雪害の影響が大きい秘湯に対して、市が講じ得る支援策をお伺いいたします。

小項目2として、秘湯という形態の温泉が持つ公共性について、市としてどのように捉えておられるのか、見解をお伺いいたします。

とりわけ秘湯は民間の温泉施設であるため、私的な施設であるという認識がある一方で、地域にとっては貴重な観光資源であり、一定の公共性も有すると考えています。観光客誘客、特に海外からのお客様がある一定数を占め、さらに、本地域においては秘湯巡りをする層も一定数いらっしゃるとお聞きしております、例えば滑川温泉の次は大平温泉、次は姥湯温泉のように秘湯のはしごができる特徴が珍しいとお聞きしております。このことから、秘湯の公共性についてお伺いいたします。

小項目3として、第4期米沢市観光振興計画での取組と評価についてお伺いいたします。

現行の第4期米沢市観光振興計画は、令和3年度から令和7年度までの計画です。その中の43ページには、米沢八湯が連携した温泉地の魅力発信について記載されており、秘湯についても触れられています。その取組状況と結果に対してどのように評価しているのか、お伺いいたします。

以上、当局の皆様には簡潔な答弁をお願いし、演壇からの質問といたします。

○島軒純一議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、まず米沢市の会計制度の透明性と経営的視点の導入についてのうち、小項目の1、複式簿記の導入についてお答えいたします。

初めに、地方公共団体の会計は、現金の流れに

中心を置いた単式簿記で行われていますが、これには資産や負債などのストックに関する情報が不足することや、現金支出を伴わない費用を把握することができないなどの弱点があり、それらを補完することができる複式簿記による新たな財務書類の整備が全国的にも進められてきました。

本市においても、平成20年度決算から本格的に取り組んできたところでしたが、この間、各団体の財政運営上の必要に応じて、基準モデルや総務省方式改定モデルなど複数の作成方式が存在したことから、団体間での比較が難しい状況がありました。このため総務省は、平成27年1月に統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請し、これを受けて本市では平成28年度決算から、現在の形の統一的な基準による財務書類の作成、公表を行っているところです。

したがいまして、本市では、現状においても決算資料の一部である財務書類を複式簿記で作成していますが、その作成業務を税理士法人に委託し、年度終了後の期末一括仕訳を採用していることから、予算編成や日々の執行段階から仕訳作業を実施している状況にはありません。

ここで、改めて複式簿記のメリットを申し上げますと、複式簿記は、単式簿記の現金の収入と支出の流れを記録する簡易的な手法に対し、現金の出入りだけでなく資産や負債を含めて財務状況を正確に把握できる点で、財政の見える化を促進し、経営的な視点での資源配分の検討に非常に有効であると言われています。特に、近年の地方自治体の財政状況が複雑化する中で、より精緻な分析が可能となり、予算編成や財政運営にも活用することができると考えられています。また、民間の会計基準とも近づくため、市民への財政状況の説明においても有効なものになると思われます。

一方、デメリットとしては、導入には相応のコストと時間を要することになります。先ほども申し上げましたが、本市においては、財務書類を期末一括仕訳により作成している状況ですが、これ

を日々の業務において仕訳作業を行いながら運用していくとなると、単式簿記に比べて作業が複雑になるため、職員が会計制度等について深く理解し、運用していくための研修会の受講や日々の業務における作業量も増加しますので、その負担が大きくなると考えられます。加えて、複式簿記に対応するためのシステム更新も必要になりますので、これらを単独自治体で実施するには、マンパワーでも財政面でも大きな負担になります。

次に、会計システムの更新時期についてですが、現在の財務会計システムは、令和6年度に更新作業を行い、令和7年3月から運用を開始しています。更新前のシステムは平成25年度に導入したものですので、11年ぶりに更新したものになります。繰り返しになりますが、複式簿記を導入し、日々仕訳作業を実施するためにはシステム改修が必要となりますので、更新時期に合わせて見直すことが理想はあるものの、現状では最新バージョンに更新したばかりであり、当面システム更新は予定していないところです。

次に、小項目2、財政指標の設定やセグメント分析についてお答えいたします。

財政指標の設定といったマクロ的視点についてですが、様々ある財政指標とは、決算数値から自治体の財政状況をはかる物差しのようなものですので、あくまでも自治体運営の結果から見えてくるものであり、財政指標から、収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、その自治体の財政構造を読み解くことが可能になります。

現行の米沢市まちづくり総合計画後期基本計画における施策の一つである健全な行政経営の推進において、成果指標に経常収支比率を掲げ、令和7年度の目標値として95%以下と定めているものを除き、財政運営に当たり個別に目標値として定めている財政指標は特段ありませんが、平成21年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行された以降、財政指標の中には数値が悪化した場合、法律に規定する財政健全化計画等の

策定が必要となるものがあります。本市の場合、近年、大規模な建設事業を実施しておりますので、実質公債費比率や将来負担比率の値は上昇傾向にありますが、いずれも健全段階であり、今後も持続可能な財政運営に努めていきたいと考えています。

また、ミクロ的視点におけるセグメント分析については、事業や施設ごとの区分に分けて財務書類を作成し、コストや収益、住民ニーズなどを分析することで、より効果的なサービス提供や予算配分の最適化を図ることができるものであり、特に公共施設マネジメントにおいては、施設の今後の在り方を検討する際に有効なデータとなると認識しています。本市の場合、個別施設計画を策定し、今後の方針を定めていますが、セグメント分析までは実施していない状況です。

公共施設等については、過去に建設された施設が更新時期を迎えているものも多く、また、今後の人ロ減少等により利用需要が変化していくことが予想されることから、これまで同様に維持に主眼を置くのではなく、施設全体の最適化を図っていく必要があると考えています。

今後の公共施設の在り方を検討する上でも、セグメント分析で得られる情報は有効なデータとなりますので、総務省から情報提供される固定資産台帳の活用方法や他自治体における優良事例などを参考として、本市にどのように活用できるのかを研究してまいりたいと思います。

次に、小項目3、固定資産台帳の活用についてお答えいたします。

固定資産台帳は、平成26年5月23日付の総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について」にあります、統一的な基準により地方公会計における財務書類の補助簿として位置づけられた台帳であり、固定資産の取得から除売却処分までの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿とされています。

記載事項は、統一的な基準による地方公会計マ

ニュアルで示されており、全ての地方公共団体において、台帳の整備を進める観点から財務書類作成のための補助簿としているところです。

本市のホームページで公表している固定資産台帳は、全ての固定資産を1単位ごとに、資産名称、所在地、数量、取得日、取得価格、減価償却累計額、期末簿価、売却可能区分などの項目について記載しています。その内容は毎年更新を行い、本市の財政状況を深く御理解いただくための資料として公表しているところです。

また、政策判断や予算編成における固定資産台帳の活用についてですが、固定資産台帳を整備するための集計作業は、翌年の予算編成時期と同時期となることから、前年度の固定資産台帳から読み取れる情報などを予算編成に活用することは難しい状況であります。予算要求においては、施設等の日常的な保全業務の中で職員や施設管理者が資産の状態から改修などが必要と判断したものを基に具体的な改修内容等を精査し、予算に計上しているところです。

公共施設等総合管理計画への活用については、同計画の見直しやフォローアップ等において、固定資産台帳として公表している資産の数量や取得日等のほかに、維持管理費用や利用料等の収入も含めた情報も必要であるため、それらの情報施設ごとに整備しており、毎年、記載内容を更新して計画の進捗管理に活用しています。

私からは以上となります。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

〔我妻重義産業部長登壇〕

○我妻重義産業部長 私からは、2の本市における秘湯への支援についてお答えいたします。

初めに、(1)の雪害の影響が大きい秘湯に対して、市が講じ得る支援策はについてであります  
が、議員がお述べのいわゆる秘湯と呼ばれる温泉旅館を含む民間の観光関連施設が、雪害などの自然災害によって被害を受けた場合の復旧に係る費用については、ほかの民間施設同様に原則、自

己資金や施設所有者が加入する損害保険などにより復旧を行うことになります。

行政が講じる支援策としては、山形県融資制度の商工業振興資金のうち、観光振興資金として旅館、ホテルの改修費用を低利で融資する制度があり、融資の保証料の60%相当額を山形県と市が補助する制度を創設して支援を行っているところであります。

また、被害を受けた箇所の復旧のうち、例えば温泉の私有地を通っている登山道が大雪や豪雨によって損傷した場合の観光客や登山客の安全確保や利便性向上といった観点で、公共性・公益性があると認められる場合は、所有者が復旧を行う費用の一部を市が補助したり、復旧に必要な原材料を提供するなど、復旧の後押しをする支援を行っているところであります。

そのほか、令和4年度に発生した集中豪雨では、特に大平温泉や新高湯温泉で、旅館の建物や露天風呂、敷地内道路などに甚大な被害が出ましたが、その際の復旧に当たっては、温泉米沢八湯会などの関係団体が災害復興プロジェクトを立ち上げまして、復興支援金を募る活動を展開されました。これに対し、本市でも、広く復興プロジェクトの情報発信を行うなど、側面的な支援、協力を行ったところです。

秘湯は、本市への高い誘客効果が期待できる地域固有の貴重な観光資源と考えておりますが、民間の施設であることから、災害復旧においては、制度融資以外の直接的な支援は難しいものの、関係機関と連携しながら広報宣伝プロモーションや誘客キャンペーンの実施などにより、復旧の一助となるような側面的な支援を今後とも積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、秘湯に至るまでの山岳部市道の維持管理の基本的な考え方ですが、自然形状を利用して整備された市道であることから、雪崩や大雨による土砂崩れ等が発生しやすいため、道路管理者である本市が市道を通行可能な状態に保ち、安全を確

保することで、地域住民の日常生活や観光活動に支障を来さないよう維持管理に努めているところです。

具体的には、姥湯温泉、滑川温泉及び大平温泉につきましては、各温泉駐車場までの市道の区間については、冬期間は雪崩が発生しやすいことから、降雪前の11月上旬から翌年4月下旬までの期間、全面通行止めを行い、安全対策を講じており、4月上旬からは、道開け作業及び路面清掃や通行に支障があるのり面からの落石等の撤去、路面の穴埋めを実施することで、4月下旬には安全に通行できるよう維持管理しております。

また、落石等のおそれがある箇所には落石注意などの予告看板を設置し、通行者に対しては注意を促したり、土地所有者に対して落石防止などの対策をお願いしているところであります。

そのほか、通年、道路パトロールを月二、三回程度実施しており、落石の撤去や危険箇所の確認、路面の穴埋め等を行い、秘湯へ通じる山岳部市道の維持管理に努めているところであります。

次に、（2）の秘湯という形態の温泉が持つ公共性についてですが、吾妻山系に湧く米沢の秘湯と呼ばれる温泉地は、それぞれが独自の個性と魅力を持ち、自然の恵みを感じながら温泉を楽しめることから、関東圏を中心に全国各地のほか、海外も含め多くの観光客が訪れております。

また、本市の秘湯はそれぞれが比較的近いエリアに立地していることから、この利点を生かし、インバウンドを含めた観光客を回遊、滞在させる取組を戦略的に展開していくことで高い相乗効果が期待されます。これは秘湯エリアにとどまらず、本市全体の経済活性化につながる可能性を秘めた貴重な地域資源だと捉えているところであります。

さらに、こうした経済的な効果の面だけでなく、秘湯をはじめとした市内の温泉地は、それぞれその地域固有の歴史や自然環境と深く結びついており、地域の文化や魅力を広く発信する役割も担

っていることから、一定の公共的な価値を有しているものと認識しているところであります。

次に、（3）の第4期米沢市観光振興計画での取組と評価はについてであります、第4期米沢市観光振興計画では、基本施策の中の「自然・景観・温泉を活かす」事業の一つとして、米沢八湯が連携した温泉地の魅力発信に取り組んできたところであります。

まず、「米沢八湯湯めぐりガイド」を毎年1万部作成し、市内の8つの温泉地とそれぞれの旅館を分かりやすく紹介しており、各旅館や市内外の観光施設等に広く配布して米沢八湯のPRに役立てているところです。

さらに、ホームページの整備では、温泉米沢八湯会で運営する公式ホームページのほか、本市観光ナビでも温泉のページを設けて積極的に情報発信を行っているところです。

一方で、米沢牛やコイ、山菜等の食材を使用した「米沢八湯湯めぐり弁当」や米沢八湯を回るスタンプラリーの実施を計画しておりましたが、コロナ禍等の影響から、これらの企画は残念ながら未実施となっております。

これらの取組以外にも、国庫補助事業である「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用した個別旅館の改修事業や、宿泊オンハンドデータを活用したクーポン事業などを実施し、宿泊客の誘致と宿泊単価の向上による観光消費額の増加を図ったところです。

計画期間中の評価としましては、コロナ禍などの影響で実施できなかった事業があったものの、情報発信の強化や温泉旅館の高付加価値化を図るための改修支援などを通して、温泉地としてのブランド力向上や地域経済の活性化に一定の成果があったものと評価しているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 丁寧な御答弁ありがとうございます

ございました。順次質問いたします。

まず、複式簿記の導入についてメリット・デメリット、いろいろ話をいただきました。大きいところとしては、メリットとして財務の見える化と説明責任が果たせるという部分、あとデメリットはすごくお金もかかるし時間もかかるということだったと思います。

財務諸表は今は外注して委託してつくっていらっしゃるとお聞きしておりますが、私の希望としては、日々仕訳で決算期に財務諸表も作成できればいいとは思っているところで質問させていただいております。作成は外注するとして、財務諸表の分析、できたものに対して分析は今後行うということはありますか。今現時点でやっていることがあれば教えてください。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今議員がおっしゃっていましたとおり、委託によって作成しているものでございます。そちらの分析についても、財政課内で様々検討はしているところではございます。ただそれを次にどう生かすかということについては、まだまだこちらも研究不足の部分がございまして、実際にはできていないというのが正直なところでございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 先ほど議会壇上でも質問しましたが、やはり数字が出てきたものを分析するというのはすごく大事なことだと思っています。財政指標の設定やセグメント分析についても答弁いただきましたが、ここで資料をお願いしたいと思います。議長の許可をいただきまして、資料を提示します。

数字の羅列になるので非常に見にくいのですが、上の部分、例えば将来負担比率というところです。これは令和元年から令和5年までまとめてみました。米沢市とあとは今回例として人口規模などから鶴岡市と南魚沼市、あとは個人的にベンチマークしている西川町と山形市も入れてみました。

何が言いたいかというと、例えば将来負担比率は本市で過去5年で見ると40%台、コロナの2年間は若干高くて47%ですが、大体41%から45%という数字です。これも先ほど壇上で話があったように、指標として目指しているものではなくて、結果としてそうなったということだと思いますが、この辺の数字はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 確かに、将来負担比率ですか経常収支比率など、目安として考えているポイントの数値というのは幾つか存在するものでございます。ただ、こちらについてどの程度の数字になればいいのか、どの程度の数字だと駄目なのかという基準につきましては、国で示しているものはなかなか大きかったり少なかったりというものがあって、その中に入っているということは確認しているところでございます。

やはり実際の今の状況だけではなく、増加の仕方、減少の仕方など、そういったところについては目を光らせている状況でございますけれども、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、今のところ特にそれにとって危険性があるとか、それ以外のここは伸びている部分ではあるかという数字については、まだ捉えられるような数値が出ていないというのが現状でございます。ただ、そちらについてのウォッチは続けていくべきだと考えてございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 今、神保部長からいただいたように、結果的にそうなったけれども、押さえている数字は具体的ではないにしろあるというところだったと思います。何が言いたかったかというと、今まちづくり総合計画（案）が出ていますが、総合計画は10年の計画になります。今後10年の将来負担比率も、今出していたみたいに40%台を目指すのか、あるいは本当に50%とか、90%を超えてもいいのか、あるいは30%まで抑えるのか。どこを目指すかによって、総合計画やそれに

付随する実施計画の中身も変わってくるところがあるのではないかと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 確かに総合計画、10年先の計画を立てるに当たって、そういう数字がどこまで伸びていくのか、どこまで減っていくのかという指標としては、そこを検討していくのは必要なことであるかと思います。ただその前に、様々なといった計画については、行政としてやらなければならないこと、やる必要のあること、ニーズのあることということも基本になるところでございます。そういう様々なニーズ、もしくは行政としてすべきことを考えた上で、その場合この数値はどれぐらいになるのかということがどこまで見込めるか、そのために財源がどこまで出るのかとか、こうした精密な調査が必要になるので、そこまでのことをこの計画の中に載せられるかどうかということも含めて研究してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 研究していく必要があるということでした。

続いて、次の資料の提示もお願いします。同じようにもう一つ資料をつくってみました。比較した自治体は同じですけれども、人口1,000人当たりの職員数を比較したものです。これは数字を並べただけなので、ここから本来は分析が必要ですけれども、さっき神保部長がおっしゃっていたように、いろいろな状況の中で様々考えなければいけないのだけれども、実際的に目標としていた指標は一つだけですよね。先ほど議会答弁でいただいたところは、数字的なところは経常収支比率だけでしたかね。95%というところだけだったと思います。なので、ここら辺を目指すという指標はもっとあっていいと思っています。

先ほど提示した人口1,000人当たりの職員数も、もう一度見せていただいてもいいですか。何を言

いたかったかというと、これは数字を並べただけなのですけれども、米沢市は例えば令和5年、7万人の人口がいて、職員数が正規で517人いらっしゃって、6.7人で回している。なので、ほかの自治体と比べれば、実は少ない職員数の中でやっているということが言えるかもしれない。可能性としてあるということです。なので、今後10年人口が減っていく可能性がある中で、どのぐらいで回すのかというのも指標としてあっていいのではないかという思いでこの資料を提示しました。

もう一つ資料をつくっていますので、そちらも提示をお願いします。実質公債費比率の話です。これも小さくて、拡大していただけるとありがたいです。先ほど壇上でも少し話がありましたけれども、本市は7%から8%で推移しているわけですが、今後この10年でどのくらいの数字を目指すのか、こういったところも大体多分押さえているところは7%から8%なのだろうということは分かりますけれども、それを実際に明文化といいますか、庁内で共有するとか、そういう部分は実際どうなっているのかお伺いいたします。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 まず、人口1,000人当たりの職員数ということでお示しいただきました。確かに米沢市としては1,000人当たり7人未満といいますか、6人台ということで近年は考えているところでございます。ただこちらの職員数につきましても、やはりこの期間の間にどれだけの事業を行うということも考えながら採用計画などもつくりておりますし、またあと、この数字だと恐らく会計年度任用職員などは含まれていないものになるのかとは思っております。実際の人数ということもちろん重要な要素でありますけれども、どれだけの人事費がかかるのか。少ない人事費を目指すというわけではないのですけれども、やはりあまり過度にはならないようにということを考えながら職員数については配置しておりますし、実際に足りない、こういった新しい業務が出

るというときには、そこに職員であったり会計年度任用職員であったりの配置などはその都度検討しているところでございます。

またあと、実質公債費比率につきましてですけれども、こちらは確かに結果として8%前後ということでここ近年推移しているところでございます。こちらは、国の言う目安としては、これが18%を超えると地方債の発行の際に総務大臣の許可とか、そういうたいわゆるデメリットといいますか、ペナルティーのようなものは存在します。ただこれについて、18%ぎりぎりまでいいのかということではないと思いますし、現状ここまで何年かの事業を続けるに当たってこういった結果が出ております。それに対して、減少はいいのですけれども、急激な増加などが起こらないように、この程度の数字をキープすべき様々な財政的な手立てを加えていくということが肝要かと思っております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

ここまでいろいろ見ていただくと、財政課だけではなくて政策企画課も本当は関わっていく必要があると思っています。財政的な部分と、あと今後10年の計画も含めて、本当にトータルで見ていく必要があるのだと思います。

今回、5月27日の総務文教常任委員会と、あと6月2日の市政協議会で出された米沢市公共施設等総合管理計画に係る事業実施状況について報告がありましたが、旧学校利用施設、廃校に関わる所管課が財政課と政策企画課になったと思います。その部分は、私自身はとてもよいことだと思っています。こういった動きは、今後所管課が2つになるというのは可能性として考えてございますか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今回のケースにつきましては、今年度から政策企画課でも公共施設について考えていただくという変更でございました。議員が

おっしゃるとおり、最近の行政の業務が多様化する中で、今まで横の連携という中でそういった相談であったり打合せなどをを行いながら、それぞれの情報を得ていたところではございます。しかし、これから今年度のこの例のように、様々な組織の連携というのを目に見える形でつくっていくということは必要で、これからもあり得るとは考えているところです。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） ぜひそこはよろしくお願ひします。

続いて、固定資産台帳の活用のところを御答弁いただきました。今後、米沢市公共施設等総合管理計画の話も出ましたが、実際これはもう個別施設の有形固定資産減価償却率（老朽化判断指標）などは、もう予算編成には間に合わないけれども、こういった計画にはもう生かしているという認識でよろしいですか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 様々各種計画の中で、それぞれの施設についてということでは検討は加えてございます。ただ、全体的に全ての施設について目を配れているかというと、そうでない部分も正直あるところでございます。特に、先ほども申し上げましたけれども、様々なニーズでありますとか、償却期限の切れそうなものとか、こういったものを中心に検討していっているというのが現状でございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） おっしゃるとおり、本市は資産がたくさんありますから、メインのところからというのは理解するところです。私も市議会議員として議席をいただいてから、あそこの施設は修繕したらいいのではないかとか、あそこの設備は建て替えたほうがいいのではないかという話を、いろいろ御意見をいただきます。やはりたくさん資産がありますから、個々の施設の状況だけでは、そこの施設に本当に投資をしていいのか

どうかというのは判断できかねると思います。そのときに、優先順位をつけてトータルの中で判断できるようなことがいいと思っております。

その中で、さつき話に出たセグメント分析とか、あとは個別施設の有形固定資産減価償却率、どのぐらい古いのかという指数を判断する際の根拠にしていると思いますし、これからも大事だと思っています。例えばスポーツ施設とか文化施設、これに指標を設定して、例えば市民1人当たりの利用回数がどのぐらいかとか、費用がどのぐらいか、資産価値はどのぐらいかというのを一覧にして比較検証できるような形にできないかどうか、もしくはもう既にやっているかどうかお伺いいたします。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 各施設の利用状況ということについては、まだしている状況ではございませんけれども、例えば利用人数でありますとか、あとは収入でありますとか、こういったところを個別に精査することで、施設改修などの優先順位に生かすことができるということでは、こちらでも今研究を進めているところでございます。

ただ、やはり例えばスポーツ施設と文化施設では、同じ人数であってもそれはまた違う指標になるわけで、こういったところで標準的な指標がないか、もしくは標準的な指標ということは求めずにそれぞれで考えるべきなのかということも含めて、現在様々な数値を集めながら研究しているところではございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） おっしゃるとおりで悩ましいところはたくさんあると思うのですけれども、今資産は負債の3倍ぐらいありますから、やはりそこを減らしていく、不動のものを減らしていくという努力は本当に必要になってくると思います。よろしくお願ひします。

続いて、秘湯についてお伺いいたします。

議長の許可をいただきまして、まず実際の被害

の状況、写真を用意したので共有します。ありがとうございます。許可を得ておりますので、あえて名前を出しますと、大平温泉の現場です。こちらは、駐車場に車を置いて少し旅館まで歩くわけですが、その間の道です。資料右側が崩れているのが分かります。

2枚目をお願いします。

左側が先ほどの土砂崩れの現場を近くで撮ったもの、真ん中と右側は旅館の中の状況です。雪の重みで建物自体が下に押されて、柱が曲がっています。柱は建物の中で一番大事な部分ですから、構造的な損傷ということです。ここが壊れると、建物全体に相当影響が出ていますし、今後も出てくるということです。

資料ありがとうございます。

質問に入りますけれども、先ほど間接的な支援の部分があつたかと思います。融資の話などもありました。その部分なのですけれども、もう少し具体的に融資の部分と、あとはそのほかの部分、もう一度御答弁いただいてよろしいですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 県で用意しています観光振興資金というのがございまして、そちらは低利で今年利が1.5%になっております。設備投資の場合だと、最大3億円まで融資を行いまして、それに保証料がかかるものですから、保証料については各事業者で期間等々ありますので、安くて0.5%から最大で多分1.8%ぐらいになるのですが、その60%については、県と、市内の旅館・ホテルであれば米沢市が補助を出すという形になっておりまして、なかなかゼロゼロ融資をコロナ禍のときに借りている旅館も多かったものですから、引き続き融資というのはなかなか心苦しいのですが、それ以外になかなか行政側での支援は今のところないところであります。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 了解しました。今こういった被害があったことに対して、先ほど産業部長

にも答弁いただきましたけれども、直接的に手だけできるような、民間になりますので難しいところがあるのだろうと思います。例えば基金などについても、直接手だけできるような基金は今現状ないと思っています。観光に関しては宿泊税、これから勉強して検討を始めるということでお聞きしておりますから、今すぐ基金を使うということも現実的でありません。

そこで、お伺いしたいのが森林環境譲与税です。例えば秘湯については山に囲まれていますから、今回の大雪の影響、そしてこれから梅雨に入りますから、大雨の影響もかなり大きく受けます。それらの多くは、囲まれている山の整備が行き届かないことも一つの原因です。そういう意味で、森林環境譲与税などは使うことができるものかどうか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 森林環境譲与税につきましては、法律で使途が定められております。森林の整備に関する施策と、あと森林の整備の促進に関する施策ということで、こちらは人材育成とか、木材利用の普及になりますが、議員がおっしゃったとおり、そういう災害を未然に防ぐための伐採とかについては対象となっております。ただ現在、市で直接そういう防災目的で森林整備、伐採等は行っておりませんので、現在、活用事業の一つとして森林保育推進事業費補助金というのを設けております。この補助金につきましては、森林組合や森林所有者等が間伐とか、作業道の整備等に對して支援を行うものであります、そちらは活用可能ですので、もし詳細について知りたいということであれば担当課で御相談に乗りますので、ぜひよろしくお願ひします。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 今の御答弁だと、所有者あるいは団体があって、その所有者あるいは団体の中で優先的に被害があった場所の山に使う、整備に使うということは、可能性として問題ない

ということでよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 民地になりますので、森林の所有者の了解をいただいて、そこら辺を森林組合ということで対象にはなりますので、どういった範囲でどのようにするかというのは詳細な要件がありますので、それについては担当課とすり合わせさせていただければと思います。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 承知いたしました。

続いて、第4期米沢市観光振興計画について御答弁いただきました。この計画は、令和7年度までの計画になります。次期観光振興計画に向けて、今検討に入っている状況だと思います。次期計画の中では、秘湯を含む八湯に関する取組はどのようなものを考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 議員がおっしゃるとおり、今年度、次期観光振興計画について現在準備を進めています。外部委員の方々に様々御意見を頂戴して計画をつくる予定ですが、当然米沢八湯につきましては、白布温泉や小野川温泉といった温泉街のほかに、あと秘湯と呼ばれる、先ほど言いましたそういう一軒宿まで様々個性的な温泉が多く存在しますので、本市の重要な観光資源でありますので、本期の観光振興計画の評価を踏まえまして、どのような策がそういう発展につながるのかということと、あとは観光施策として何が有効なのかというのは、八湯会からも御意見を頂戴しながら、今年中に策定を進めてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 八湯の方の御意見もいただきながらということだったと思いますが、コロナで実施できなかった2つの事業に関しては、これから次の次期計画に含むかどうかという話はどのような形で進んでいらっしゃいますか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 コロナ禍が一番の原因だったのですが、そのほかにも一時休館していたところもあったものですから、なかなか実施に至らなかつたということがありますので、それにつきましては今後どういったものができるかも含めて、八湯会とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） では、秘湯について、最後に市長にお伺いしたいと思っています。秘湯について、本市でいいますと、先ほど大平温泉、五色温泉、滑川温泉、姥湯温泉、新高湯温泉、秘湯という区分になると思いますが、まず行かれたことはございますか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。宿泊をした経験は残念ながらないですけれども、いずれの温泉にもお伺いして、周辺を散策したり、お湯に入らせていただいた経験はございます。

○島軒純一議長 高橋千夏議員。

○4番（高橋千夏議員） 宿泊はないけれども、お湯をいただいたということでした。さきの質問にもありました、今年の大雪で相当深刻な影響を受けています。今年は大雪だったからもちろん大きく被害はあるけれども、毎年修繕費がかかっている状況です。これは、米沢市のまちの個性の一つとしてとても私は大事な場所だと思っています。そういう部分、今後の整備なども含めて市長のお考えをお伺いして、私の質問を終えたいと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 昨年の大雪により深刻な被害を秘湯それぞれが受けたということは、大変憂慮しているところであります。秘湯に限らず米沢八湯は本市の誇る貴重な観光資源でありますし、私の個人的見解ではありますけれども、山形県内の35市町村の中で米沢の温泉というのは間違いなくト

ップ水準だと自信を持って言えると思っています。また、特に秘湯は、その周辺の自然環境も相まってすばらしい魅力を持っていると認識しておりますし、観光においての今後も大変大きな強みだと確信しております。

そういうことから、先ほども建設部長が答弁したとおり、災害復旧に関しましては可能な限り、公共性が認められる場合でございますけれども、法令の許す範囲でそれを拡大解釈して復旧を支援してきたところであります。昨年それほど市内は雪がなかったのですけれども、大平温泉で道が崩れたという話がございました。のり面が崩れたというときがございました。このときも当時の安部産業部長とも相談して、市が補助すると。私道でありましたけれども、ここは法令を拡大解釈して直接的に補助したということもございます。そうしたことを今後も続けなければいけないと思いますし、可能な限り支援してまいりたいと思います。議員が御指摘のとおり、財政的な検討も進めなければいけないと、こういう認識を持っていいるところでございます。

○島軒純一議長 以上で4番高橋千夏議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

~~~~~

午後 2時08分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、人口減少に打ちかつ都市計画の推進を、
10番相田克平議員。

〔10番相田克平議員登壇〕（拍手）

○10番（相田克平議員） 至誠会の相田です。

この議場で一般質問を行うのは初めてなのです。
現在、この議場にいらっしゃる議員の中では一番

最後の初体験者ということになります。調べてみたところ、以前の庁舎の本会議場で行った一般質問から4年9か月と6日ぶりということで、1,740日ぶりということです。柄になく緊張しておりまして、質問席に座ったのは初めてだったので、市長が近いなと今さらながらメートルが上がっているところでございます。伝わりにくいこともあるかと思いますが、どうかそういう場面は議長の許可を得て、反問権行使いただければと思います。

では、早速質問に入ります。

私の質問は、人口減少に打ちかつ都市計画についてです。

高齢化と人口減少の影響が様々な形となって市民生活に影響を落としています。地元スーパーの廃業により町なかに買物難民が生まれたり、診療所不足により隣町の小児科に通う方が増えたり、ドライバー不足の影響で駅で1時間タクシーを待ったという声も耳にします。

どれも今を生きる私たちにとって大きな問題ですが、これは今後の米沢市を考えれば今はまだ氷山の一角でしかなく、いわゆるバタフライエフェクトとなって将来市民生活崩壊につながるような深刻な局面を生み出すのではないかと心配しています。

市民生活を支えるスーパーや診療所などの民間活力や都市機能の誘致は、人口減少に比例し、難しさが増すと言われています。人口減少が進み、医療や買物環境が悪化する今、将来にわたり安心して住み続けられるまちの姿を示し、目指すビジョンの実現へ向けて市民と行政が一体となった取組を一刻も早く進めていかなければなりません。

昨年の6月定例会、佐野洋平議員の一般質問の際、市内各所に出店ラッシュとなったドラッグストアチェーンの出店状況への感想を問われた市長は、異常を通り越してもはや異様と表現され、本市の一等地、中心部の旧デパート跡地へのドラ

ッグストア建設について、当時の市があえて言えば放任した点にあったと考えますと答弁されています。加えて、「同時期に山形市の旧大沼デパート跡地について、佐藤山形市長がリーダーシップを発揮し、市が関わり、現在も山形市が積極的に中心市街地の再開発に関わっている現状と今の米沢市の姿は対照的であります」とも答弁されています。私は、思いのほか踏み込んだ答弁をされた市長に深く感銘を受け、期待せずにはいられませんでした。

私自身、これまで何度もこのテーマを取り上げ、警笛を鳴らし、質問をぶつけ、提案してまいりましたが、残念ながら危機感を感じられない答弁とスピード感のない事業展開が続いてきました。財政上の理由ももちろんあると思います。過去の大きな失敗の経験から慎重になり過ぎている面もあるのかもしれません。しかし、もはやこのまちにとって猶予はありません。放任を続けた結果失ってきたものを取り戻し、安心して暮らし続けられる米沢市を築くために、近藤市長にはぜひ強力なリーダーシップを発揮し、民間活力を呼び込みながら本市の持続性向上のための都市計画事業を力強く進めていただきたいとの願いを込めて、質問に入ります。

まず、第1点目、本市の都市計画及び立地適正化計画が目指すビジョンと現状の評価はです。

本市都市計画における将来あるべき姿はどういうものでしょうか。時代に合わせて見直しを重ね、人口減少下の現在は米沢市立地適正化計画にも取り組んでいますが、ビジョン実現へ向かっているのか。まず、本市の都市計画及び立地適正化計画が目指すビジョンと現状への評価をお知らせください。

次に、新総合計画の中で都市計画の位置づけと方向性はです。

新総合計画の策定が進んでいますが、その中で本市の都市計画はどのように位置づけされていくのか。また、都市計画マスタープランや立地適

正化計画との整合性を図る必要がありますが、新たに示される方向性があるのか。その場合、どのような手順で各種計画に落とし込むのか、お聞きしたいと思います。

先日、議会に示された新総合計画（案）の中では、都市づくりの方向性として、基本方針の中に「人口減少社会にあっても持続可能なまちを目指し、生活サービス機能や居住を集約・誘導しながら、それらと連携した公共交通ネットワークを形成するコンパクト・プラス・ネットワークのまちを推進します」と書かれています。その上で、「土地利用のための誘導や規制を行いながら、民間と連携したまちを推進します」とも書かれています。

主な土地利用の考え方の中では、「市街地の中心部において、公共的施設を核とした低未利用地等の有効活用を官民連携で進め、まちなかでの消費と投資を喚起します」、また、「松が岬公園を中心として、歴史・文化・観光の拠点づくりや景観形成に努め、風情あるまちなみづくりを進めます」と書かれています。

おおむねこれまでの都市計画マスタープランや立地適正化計画との整合性が図られていると感じましたが、例えば新産業団地については新たな項目であり、都市計画上落とし込む過程で今後どのような手順が必要になってくるのかお知らせください。

次に、都市再生整備計画・都市構造再編集中支援事業の評価と今後の課題はです。

現在進行中の両計画の成果と評価、今後の課題をどう捉えているのでしょうか。正直申し上げると、この質問の前提として私は、これらの計画はこれまで実施したいと思っていたけれども予算がなくてできなかった、棚上げしてきたものを並べたという感じの印象を持っています。財源を確保し、事業実現につながっている面は評価していますが、本来の両制度の趣旨や目的とは乖離を感じています。

まずは、本市が考える都市再生整備計画や都市構造再編集中支援事業の成果と評価、今後の課題についてお聞かせください。

その上で、1点目、目指すビジョンの実現には民間企業や住民の参画が不可欠ですが、冒頭申し上げたとおり、民間活力の導入や都市機能の誘致は人口減少に比例し難しさが増すことは明白です。人口減少が進み、医療や買物環境が悪化する今、目指すビジョンの実現へ向けた居住誘導や都市機能誘導につながる取組を急ぐべきと思いますが、具体的なものがあればお知らせください。

さて、都市計画を進めるためには予算が必要であり、市民生活を支えていくためにも税収確保は大切です。人口減少下で市税収入の維持という観点でいえば、納税者数は減っていっても土地の面積が減ることはありませんので、産業振興に力を注ぎ市民所得を増やすとともに、安定財源と言われる固定資産税収入の維持向上がより重要になってきます。地価の維持向上策は、財政上これまで以上に重視すべきと私は考えます。

ここで議長の許可を得て、グラフをお示ししたいと思います。まず、1つ目は、人口推移です。平成17年から令和5年の住民基本台帳の人口推移を下限5万人でグラフ化したものです。9万3,000人台から7万6,000人台へと19年で約18%減少しています。このグラフを皆さんに見ていただく目的は、減少傾向がほぼ一直線であるということです。

次のグラフをお願いします。

2つ目は、5年ごとに行われる国勢調査のデータから抜き出した本市のD I D人口、人口集中地区の人口と、D I D人口密度の推移です。青いラインが示すD I Dエリア内の人口は、平成17年から令和2年の15年間で約11%減少しています。オレンジのラインはD I Dエリア内の人口密度ですが、15年で12%の減少となっています。見ていただきたいポイントは、平成27年から減少傾向が加速しているという点です。人口減少と比べると

どちらも穏やかに見えますが、そもそもともと高い数値ではないので、一見穏やかに見えても、ある日突然閾値を超えて急速に下がるリスクを抱えていると考えます。

次のグラフをお願いします。

3つ目のグラフは、本市の固定資産税収と宅地の評価額です。市税収入のおよそ半分を占める固定資産税は、多少の増減を繰り返しながら約1割減少している一方、宅地の評価額は、平成17年に約2,800億円台あったものが令和5年には1,700億円台までとなっており、およそ4割も減少しています。宅地評価額については、平成26年から平成27年頃から減少傾向が少し穏やかになっているのがポイントです。

次のグラフをお願いします。

4つ目のグラフは、これまで示したデータを全て元化したのですが、人口はほぼ一直線で減少している中で、安定財源と言われる固定資産税収入は多少の増減を繰り返し、穏やかに減少してきたこと、固定資産税額を左右する宅地の評価額は4割も減っていますが、人口減少に比例し減少してきた波が、町なかへの図書館整備構想が発表された平成26年、平成27年あたりから穏やかになったこと、しかし、一方でD I D地区の人口密度の減少速度が加速していることから、居住の周辺部への遠心力はいまだ働いており、町なかのスポンジ化が加速していることが読み取れると思います。

次のグラフをお願いします。

最後のグラフは、国勢調査実施年度である平成17年と令和2年を比較した各データの減少率です。危機感を分かりやすく伝えるために、右端に出生数の減少率も表記しました。15%、16%、11%、36%、40%という減少率になっております。安定財源である固定資産税収の減少は人口減少より穏やかですが、宅地の評価額の減少率がどれだけ危機的に減少しているかを感じていただければと思います。

資料ありがとうございます。

これらのグラフでお伝えしたかったのは、少子化と人口減少が続き、様々な数値で減少傾向が続いているですが、宅地の評価額は人口減少をはるかに上回る勢いで減少しているということです。近年は地価下落の傾向も穏やかにはなっていますが、このまままちのスポンジ化が加速していくれば、暮らしに必要な買物や医療の環境はどうなっていくのか。効率が低下していく中で上下水道料金はどこまで値上げする必要があるのか。1人当たりの除雪費の負担はどうなっていくのか。答えは明白です。これらの問題への対策として、居住や都市機能の誘導、集約を急がねばなりません。

効率性や利便性を確保し、発展性と持続性を確立するための都市計画であり、用途地域の設定であるはずです。強制的な住み替えは難しくとも、人口減少時代であっても都市の持続性を高めるための立地適正化計画ですから、少なくともDID人口や宅地の固定資産税収などデータが具体的に改善していくことが求められているわけです。

狙いやビジョンは市民と共有できているでしょうか。都市機能や居住の誘導を図るために今何をすべきか真剣に考え、危機感を持って迅速に進めることができます。求められています。

そこで、2点目の質問です。

国交省が提唱しているように、ウォーカブルなまちの整備や町なか空間の高質化などを図り、暮らしやすい、住んでみたい、歩いてみたいと思ってもらえる都市空間の整備をすることで、市民の資産価値向上と固定資産税収の維持向上を目指すべきですが、現在本市に具体的な施策はあるのかお答えください。

次に、3点目の質問です。

私はこのまちにはバスが必要だと、選挙は公共交通ワンイシューで戦ってきています。しかし、これは交通弱者対策を主に求めているわけではありません。一家に何台もの自家用車が必要なま

ちを卒業することで、市民の可処分所得を増やし、QOLを向上させるとともに、市内経済と本市財政に好循環の流れを生み出すことを目指しているものです。

開発行為や道路の拡幅には大きなお金が必要ですが、人の流れは公共交通によってデザインすることができます。そして、公共交通の結束点では一般的には利便性と地価が比例しますので、地価の維持向上が期待されます。車がないと生活できないおかげで、車両費、ガソリン代、保険などで市外に出ていっていたお金を市内にとどめ、市民の皆さんによりよい暮らし方を可能にする公共交通体系を実現することは、市内で回るお金を増やし、暮らしやすさの向上から居住意欲を高め、誘導エリア内の人口増と地価の維持向上を実現させ、固定資産税収の維持向上へつながるのではないかでしょうか。それは都市計画事業推進のために必要な予算の確保にもつながる、また、本市財政上、好循環を生み出せると信じています。

そこで、お伺いします。

公共交通は、現在どちらかといえば交通弱者対策に偏っていると私は感じていますが、都市政策として戦略的整備を進めることで都市機能や居住誘導につなげるべきだと思いますが、できていませんか、お答えください。

最後に、ナセB Aオープンから10年となる来年、隣の未利用地に新産業会館がオープンすることが決まりました。これは、10年ぶりに町なかに変化が生まれるチャンスです。長年取り組んできた中心市街地活性化の取組、その基本計画事業は令和2年度には終了していますが、米沢市中心市街地活性化基本計画が目指したもののは今後どうなっていくのか、お知らせください。

以上で演壇からの質問を終わります。

○島軒純一議長 石川建設部長。

[石川隆志建設部長登壇]

○石川隆志建設部長 私から、相田議員の御質問についてお答えいたします。

初めに、（1）本市の都市計画及び立地適正化計画が目指すべきビジョンと現状の評価についてですが、本市では、令和2年に都市計画マスター プラン、立地適正化計画を策定・発表しております。両計画につきましては、目指すべき都市の将来像や都市計画に関する基本的な方針を示し、健康で安全・安心に暮らせる、魅力あふれる交流拠点都市を目指し、都市構造の見直し、医療、福祉、商業等の生活サービス機能や居住の維持、誘導、それらと連携した公共交通などについての基本方針を示し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものとなっております。

立地適正化計画では、基本方針として、効率的で持続可能な集約型の都市づくり、2つ目、暮らしに密接する都市機能が確保された都市づくり、3つ目、安全で安心な人にやさしい都市づくりという基本方針を掲げ、計画の実現に向けた施策を推進していますが、策定からおおむね5年が経過することから、目標値の達成状況等を点検評価し、現在、計画の見直しを行っているところであります。

立地適正化計画の具体的な数値目標の1つ目である人口減少・少子高齢化への対応については、居住誘導区域内の人口密度を指標にしており、策定時の基準値は1ヘクタール当たり35.3人となっており、2つ目である公共交通ネットワークの維持・充実については、バス等の公共交通の市民1人当たり年間利用回数を指標としており、基準値は3.4回となっておりました。現状値については現在分析しているところですが、人口集中地区の人口密度は減少しており、新型コロナウイルス後のバス利用者数も減少していることから、いずれも減少が見込まれております。

また、誘導区域の地価や空き家件数など、他のモニタリング項目においても、地価の推移や空き家実態調査の結果を鑑みると、全体的に悪化傾向にあるところですが、立地適正化計画は20年の計画期間であり、成果が発現するまでは長期間

を要することから、これまで推進している施策のさらなる取組の強化が必要という評価となる見込みです。

次に、（2）新総合計画の中で都市計画の位置づけと方向性はについてですが、まず、新総合計画の中で本市の都市計画はどのように位置づけされていくのかについてですが、新総合計画は本市の最上位計画として、目指すべき将来像の実現に向け、市政を運営する基本的な考え方を示す役割を担うもので、まちづくりの特定の分野に関する個別計画の指標となるものとし、都市計画マスター プラン及び立地適正化計画は、新総合計画の内容を具体化、補完するものとしております。

このたびの新総合計画においては、令和2年に策定した都市計画マスター プラン、立地適正化計画と整合を図りながら策定される予定となっており、本市の都市づくり、土地利用の方向性等の指標が位置づけられるものとなります。人口減少・高齢化が進行する中、日々多様化するニーズに対応して、より質の高いコンパクト・プラス・ネットワークのまち・官民連携でのまちづくりを推進してまいります。

続いて、新総合計画の中で、新たな方向性として新産業団地の整備とあるが、都市計画としてどのように進めていくのか、その手順についてですが、都市計画マスター プランでは、東北中央自動車道米沢北インターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークの優位性及び産業拠点形成の開発ポテンシャルを考慮しながら、計画的な産業系土地利用を検討すると位置づけており、都市計画区域内で農業振興地域などほかの土地利用規制が解除される土地の区域については、都市における秩序ある土地利用を実現する観点から、新産業団地整備基本方針及び今後策定予定の基本計画を踏まえ、用途地域等を指定し、必要な土地利用コントロールを行う必要があります。

用途地域を都市計画決定する場合は、市が決定主体となりますので、市で原案を作成し、関係機

関との調整を経て、説明会・公聴会を開催し、その後、計画案の縦覧、都市計画審議会に付議した後に都市計画として決定される手順となります。

続いて、（3）1点目になりますが、都市再生整備計画及び都市構造再編集中支援事業の評価と今後の課題についてですが、都市構造再編集中支援事業については、国土交通省が所管する補助事業であり、その交付対象は、都市施設等の箱物整備を含めた多くの補助メニューが設定されており、まちづくりに必要なソフト事業も支援できる上、基本となる補助率が2分の1であること、間接補助が可能であることなど、市町村にとって大変有利かつ使いやすい補助事業となっております。

この事業を申請するために定めておく必要があるものが都市再生整備計画であり、あらかじめ補助事業に関わる目標や事業内容を示した計画となっております。本市においても、令和3年度から令和7年度の5か年間を計画期間として策定し、都市構造再編集中支援事業を活用しているところです。

具体的な目標として、1つ目に、地域での健康な暮らしを支えるまちづくり、2つ目に、地域の子育てを支援する住みよいまちづくり、3つ目に、密度の高いコンパクトなまちづくりを掲げております。

目標を定量化する指標についての評価は、今年度以降に行うことになりますが、基幹事業である米沢市立病院、三友堂病院新病院の整備による医療拠点の確立、子育て世代活動支援センターの「くても」の整備による子育て支援拠点の確立は、大きな成果と捉えております。そのほかにも、道路空間を高質化し、回遊性向上を図るための道路の環境整備や公共交通に関する周知啓発などを実施し、コンパクトなまちづくりに向けた取組を推進できたと評価しております。

今後の課題としては、都市構造再編集中支援事業の要望額に対しての内示率が低下しており、本

市は今年度約75%でしたが、全国的には50%程度になっている自治体もあることから、本市の取組に対する評価が高かったものとして捉えておりますが、計画に沿った整備や事業ができていないことが課題となるため、将来に向けて本事業に代わる補助事業や交付金等の活用を検討していく必要があると考えております。

次に、2点目、人口減少が進み、医療や買物環境が悪化する今、目指すビジョンの実現へ向けた具体的な取組を急ぐべきではないかについてですが、人口減少については、国の政策で掲げております育児を親のみの責任にせず、出産・育児を社会全体が支援する子供政策の推進に尽きるわけですが、全国で2024年の出生者数が68万6,061人と70万人を割り込む中、本市でも2024年の出生者数は337人と、2020年と比べ113人減と深刻な状況であります。

出生率向上の即効薬というものはなかなかなく、一波動けば万波生ず的な展開が望まれるところですが、まちづくりに関しても同様で、即効薬というものはなく、時間のかかる営みだと考えております。しかしながら、目指すビジョンの実現に向けての取組は急ぎ進めていきたいと考えております。

また、都市再生整備計画、都市構造再編集中支援事業については、第2期を策定中であり、具体的な取組が進められるよう議論を重ねてまいります。

次に、3点目、ウォーカブルなまちの整備や町なか空間の高質化を図り、暮らしやすい、住んでみたいと思ってもらえる都市空間の整備により、市民の資産価値向上と固定資産税収の維持向上を目指すべきだが、具体的な施策はあるかについてですが、中期的な方向性としましては、先ほども申し上げましたが、道路空間を高質化し、回遊性及び交通利便性の向上を図る道路整備等の事業を地道に展開しつつ、基本的には公共空間を活用し、創業するプレーヤーとなる可能性のある

人たちと官民連携でのソフト事業を中心に取組を推進し、市街地中心部の魅力・価値の向上を図ってまいります。特に米沢駅、平和通り、松が岬公園の動線を主として、その周辺部を含めた低未利用地の利活用に向けた取組について検討が必要と考えております。

長期的な方向性としましては、ナセBA周辺に立地する老朽化した公共施設、民間宿泊施設について将来解体が想定されることから、当該跡地について面的整備を含めた将来構想の検討が必要だと考えております。

次に、一つ飛びまして5点目、米沢市中心市街地活性化基本計画は今後どうなっていくのかについてですが、平成23年度に策定しました米沢市中心市街地活性化基本計画は、令和2年度までを計画期間として、中心市街地活性化の将来像及び基本計画のほか、活性化に向けて実施する事業として、ナセBAや中部コミュニティセンターの建設、西條天満公園の整備などのハード事業だけでなく、松が岬公園のライトアップ事業や商店街活性化事業などのソフト事業も掲載した計画であります。

令和2年12月に策定・発表した立地適正化計画においても、市街地中心部を網羅する形で都市機能誘導区域を設定し、都市づくりの基本方針、目標等を明記しております。また、国の支援を受ける場合であっても、中心市街地活性化基本計画より立地適正化計画に基づく施策展開のほうが多岐にわたり有利であり、全国的な流れになってきた状況であったことから、本市としましては、立地適正化計画を中心市街地活性化基本計画に代わる計画として位置づけ、運用していく考えであるため、中心市街地活性化基本計画の更新は行わない考え方を令和3年6月定例会でも報告しているところです。

私からは以上となります。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

〔畠山淳一企画調整部長登壇〕

○畠山淳一企画調整部長 私からは、（3）都市再生整備計画及び都市構造再編集中支援事業の評価と今後の課題はの御質問のうち、公共交通の都市政策としての戦略的整備についてお答えいたします。

本市の立地適正化計画における都市機能及び居住の誘導と連携し、公共交通ネットワークを形成するコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえ、都市機能及び居住誘導区域の設定に当たっては、市街地の主要交通軸となる鉄道駅及びバス停からの徒歩圏内とすることなど、居住環境における公共交通の確保が考慮されているところです。

その上で、公共交通につきましては、市街地内のバス路線のダイヤやルートを見直すなど、誘導区域内の回遊性を高めるとともに、市街地と郊外部を結ぶ乗合タクシーの導入など、利便性を高めるための取組を進めることにより、多くの市民が市街地の都市機能サービスを享受しやすい都市づくりを目指しているところです。

また、このたび、市街地内においてバス停まで遠くバスを利用できない人がいることや、バスが運行できない交通空白地域が存在するなど、バスでは賄い切れない交通ニーズに対応するため、自宅と指定乗降場所を移動することができる「まちなか定額タクシー」を9月から運行することとしております。

このような取組を実施、継続し、市街地内における回遊性をさらに高めていくことで、住みやすさが向上し、都市機能や居住の誘導につながるものと考えております。

なお、取組の実施効果については、立地適正化計画に定める数値目標、居住誘導区域内の人口密度と公共交通の市民1人当たり年間利用回数を一体的に点検評価し、適宜その結果を取組に反映していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） 御答弁ありがとうございます。やはり久しぶりだと時間が読めないもので、大分長くかかってしまっておりますので、2回目の質問を少しおろ抜くところが出てくるかもしれません。

まず、新総合計画の部分に少し触れさせていただきたいのですが、新総合計画の中では、現状と課題において土地利用の項目については、居住誘導エリア内、DIDエリアの人口密度が年々減少傾向にあるので、それを何とかしなければいけないと書かれているわけですよね。ただ、目標とすべき指標についていいますと、地価平均ということでお万9,000円から2万9,100円という数字が載りました。新総合計画の中に居住誘導区域内の人口密度、または人口などを盛り込んでいくべきではないかと思います。

これについての考えをお伺いしたいということと、あともう一つ、産業団地に関しての手続は理解しましたが、本市の都市計画、道路計画なども長年見直されずに、それこそ放任されてきております。一方、下水道計画は令和2年かな、見直しがされている。私はあのときに都市計画の中でも様々な部分、ちょうど立地適正化計画とマスタープランの年でもありましたので、見直すべきだったのではないかと思っているのです。今後、都市計画的に見直す計画はあるのか。あるとすれば、新総合計画の中にその方向性等をきちんと打ち出すべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 現在策定中の新総合計画につきましては、成果指標を記載することから、立地適正化計画において期待される効果を成果指標として捉え、居住誘導区域内の地価の平均を新総合計画の中の都市計画・土地利用の目標達成度をはかる指標として設定したところです。なお、議員から提案がございました人口密度の将来目標については、立地適正化計画の中で点検評価を行

い、成果の発現に向けてつなげていきたいと考えております。

それから、2点目の御質問でございますけれども、都市計画などの見直しは行わないのかという御質問でございました。都市計画道路につきましては、都市の骨格を形成するものであるため、見直しをする場合、交通量調査を実施して計画交通量を推計するなど、費用を伴う事業、業務が発生することから、最上位計画である総合計画において実施計画として掲載し実施することになりますので、今後、都市計画道路の見直しに向けた取組が進められるよう、新総合計画の中でも位置づけ検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） 承知しました。お願ひします。居住誘導区域内の地価、さっき壇上から申し上げたとおりこれは大事な数値だと思います。だけれども、地価というのは、市民の皆さんにとっては実はあまり関係ないです。言っていることが分かりますか。それよりは、やはりこの問題は、密度が下がってきており、スponジ化が進んでいることによって、都市そのものの効率性が失われているところでございますので、そういうところをやはり市民の皆さんと分かりやすく共有するためにも、私は入れたほうがいいということを申し上げておきたい。

あと、都市計画道路の見直しについては、やはり手間暇、時間もかかるのは分かりますが、以前にも議会でお話ししましたが、旧平和通り商店街のところも、今般、北側に道路拡幅と一部なっておりますが、もともと南側に10メートル近い都市計画のラインが引かれていた。そのおかげで再投資ができないと。要するに建て替えをするときに高層化とかが図れないという状況を数十年ほつたらかしにしてきたわけです。その結果として、やはり町が老朽化していったということはあります。やはり都市計画というのは、道路計画もそうですが、小まめに時代に即応した見直しとい

ものを図っていくことが重要だということをこの場では申し上げておきたいと思います。

そして、中心市街地の部分については、先ほど御答弁いただきましたので、立地適正化計画の中でやっていくことのようですが、その目指すべき姿はあまり変わらないと思いますが、先ほど申し上げたとおり、新産業会館がもしかすると多くの学生が利用するかもしれないという機能を持ってできるわけです。そうしたときに、それだけで終わってしまっては非常にもったいない。隣のナセB Aと一緒にになって活用していただきたり、あと周辺地域も空き店舗がぽろぽろと目立ってきておりますが、例えばまだ狭い部分の道路拡幅も含めて、やはり将来像というものを地元の地権者の方々と事業者の方々も交えた形で、中心市街地活性化基本計画があった頃はワークショップなどをやっていたのです。ああいう形をぜひ実施していただきながら、御答弁にあったエリアの面的な将来構想なども固めていくべきだと思いますが、その点についての認識はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 石川建設部長。

○石川隆志建設部長 中心市街地がどうあるべきか、事業者や地権者等と意見交換等を図るべきではないかという趣旨の御質問だと思いますが、中心市街地活性化基本計画は令和2年度をもって終了となりましたが、米沢商工会議所、米沢市、中心市街地の商店街関係者、有識者等で組織する中心市街地活性化協議会では、町なかのにぎわいづくりのためにイベント支援を行っており、ナセB Aや西條天満公園等の施設整備等の相乗効果を図る取組を現在まで実施しております。

これから建設されます米沢商工会議所新会館を含む町なかの公共空間等の活用をするために何が必要なのか、利用者は何を求めているかなど、やはり創業するプレーヤーとなる可能性のある人たちと意見交換しながら、ソフト事業を展開していく、にぎわいの創出、市街地中心部の魅力、

価値の向上を図っていきたいと思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） ソフト事業だけではなく、私はぜひお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

続いて、企画調整部長にお伺いします。先ほど御答弁ありがとうございました。一応、事前に少し事例として富山市のことなどもお伝えしてあります。富山はもともと路面電車があつて、そのライトレールを延伸してそこにフィーダーバスをちゃんと接続するような形で、過去、自家用車所有台数は山形県内よりも上回っていたのです。でも、山形県のほうが上になりましたというか、少し減ったのです。富山でどんなことが起きているかというと、やはり通勤・通学に使える公共交通体系ができたおかげで、バスやライトレールを乗り継いで通勤や通学ができる状況となつたことで、仕事帰りや下校時の過ごし方が変わったのです。市民の暮らしの質が向上したすばらしい事例だと私は思います。

結果的に、10年前までは居住誘導区域内においても転出超過が散見されていたものが、近年は市街地区域や居住誘導区域内で転入超過が顕著になっている。人口誘導が着実に進んでいます。その成果として、中心市街地の歩行者数の増加や空き店舗の減少など、中心市街地の活性化やにぎわい創出の効果が得られています。注目すべきは、平成5年以降、28年間連続して下落していた地価が6年連続で上昇し、その結果、固定資産税や都市計画税の収入が増加するなど、財政状況の改善にも大きな効果が得られているということです。

このように公共交通については、関連する様々な施策とともに都市政策として行うことで、市民のウェルビーイングや都市の持続性を高めるエンジンとなり得る政策だと私は思っているのです。財政の健全化にも寄与できる有効な手段だと思います。都市計画的に様々な開発行為、これは

非常にお金がかかる。富山の場合も、ライトトレールの事業については非常にお金がかかりました。あれは駅の下を通すとか、そういうことをしたから。だけれども、バスを走らせるのは確かに赤字といいますか、採算性というのはまだまだ難しいのかもしれません、やはり恒常に通勤・通学等々にふだん使いで利用できる、少なくとも居住誘導エリア内だけでもそういうことをしっかりとしていくことで居住誘導につながるのです。都市の持続性が高まると思うのですが、やはりそういったところまで踏み込んでぜひ公共交通政策というものを今後展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 都市政策と一体となったコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める上で、公共交通ネットワークの構築は大変重要であると認識しております。公共交通に関するアンケート調査では、自家用車に対する移動手段としての依存の高さが見てとれます。今般バス路線の見直しや乗合タクシー及び町なかタクシーの導入は、一定程度移動手段を公共交通へ切り替えるとともに、都市機能誘導区域等の活性化に寄与することが期待されるものと考えております。

バス路線と町なかタクシーそれぞれの特性を生かし、市街地における公共交通の利便性を高めることが住みやすい居住環境につながり、市街地の魅力向上に資するものと考えているところでありますので、都市計画と公共交通を一体的に点検評価しながら、必要に応じてルートやダイヤ、運行時間帯などを見直し、公共交通を効率的に運行してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） 近藤市長になって町ながら走り出すということについて、私はすごく評価していますが、一方で、やはり一定程度公共交通による居住の誘導ということでいうと、少し力

がそがれる部分があるのではないかと考えています。なので、やはり相反する力も当然出てきてしまう部分をしっかりと計算してコントロールして、今後、公共交通政策を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

固定資産税収の状況について、先ほど少しデータを示させていただいたのですが、ここで総務部長にお伺いしておきたいのですが、今後も人口減少が続く本市において固定資産税収はますます重要度が増すと思うのです。市税の約半分はずつと固定資産税収ですから。今回の質問は、都市としての持続性を高めるための都市計画事業推進の加速化を願い質問させていただいているが、都市計画事業の予算はなかなか厳しいものがあるのか、この間ね。でも、国の制度を使いながら最近ではいろいろとやっていただいておりますが、都市計画で使った予算というのは、固定資産税収として回収できるという側面、特徴を持っていると私は思っています。財政の責任者でもある総務部長として、先ほどのグラフが示す傾向をどう思うのか。今後、都市計画税の維持向上のためには何が必要と考えるかをお聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 様々な施策によりまして、事業所、店舗の進出があれば、固定資産税の対象となる建造物、償却資産の増加が期待できるとともに、路線価、地価などの上昇も見込まれ、固定資産税全体の底上げの効果があると考えます。

また、ただ人口減少社会の中で、議員がお述べのとおりですけれども、単純な税収増というのは難しい面もございます。ただ安定税収を維持するためには、都市計画事業などが果たす役割は大きいということは実感しているところでございます。様々な有利な財源など、といったものを研究していきながら、安定税収、維持向上を目指してこの事業を進めることにより、持続可能な税収、自治体運営に寄与するものと考えてございます。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） どんな事業も財政課がという言葉を聞きますので、やはり都市計画上の事業というものはそういう性質があるということを御理解いただいた上、将来への投資ということを明確に基本方針として持って、ぜひ進めていただくことをお願いしておきたいと思います。

市長にお伺いします。米沢市の都市計画は長い間時間が止まったままのように私は感じているのです。昨年の6月定例会で佐野議員への答弁で、本当に私は踏み込んでいただいてうれしかったというか、少し議長席で興奮しておりました。なかなか言える発言ではない、思い切った御答弁をしていただいたと思います。少し放任スタイルが続いてきたこれまでの市長、市政と異なって、近藤市長になれば、まちの持続性向上のためにしっかりとコミットしていただけるのだということを期待しています。

お隣、副市長になられた吉田晋平副市長も、私もこの間ずっと長いこと中心市街地活性化基本計画、そして都市計画等についていろいろと議論させていただいておりましたので、今般、近藤市長、吉田副市長のワンツー体制になって、やはり都市計画事業の推進という点では非常に期待するところが大きいです。戦略的かつスピード感を持って進めていただきたいと強く願っています。人口減少対策の重要性をどのように認識して、持続性を担保するための米沢市として何をしていくのか。これまでのやり取りを踏まえて市長の考え、または感想でも覚悟でも結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 相田議員の質疑を拝聴させていただきました。まずは、人口減少の対策の重要性いかにということありますけれども、本市の人口は、相田議員もグラフで示されましたけれども、最新の6月1日時点での住民基本台帳ベースでありますが7万3,845名ということあります。10

年間で約1万人、正確には1万122名減っております。率にして12%、規模感でいいますと東部地区がなくなったという計算になります。これは衝撃であります。問題は人口の構成であります。すさまじいペースで高齢化が進んでおると、こういうことであります。

でも、議員もお感じのとおり、このままでは地域コミュニティー、市内に17地区あるわけですが、この維持も、さらに言えば必要な行政サービスの提供も難しくなると、このまでいけばということであります。この人口減少について、いや、これはもう米沢だけではないのだと、山形県もそうだし、東北全体もそうなのだからこれはもう仕方がないのだと、あえて言うとさじを投げてしまったら、私は事態はさらに悪化すると、このように思います。

ですから、私は就任直後からこの問題を真っ正面に受け止めて、この悪い循環を断ち切るのだと、好循環の米沢という表現をさせていただきましたが、この実現に向けた施策の実行に職員の皆さんと一緒に取り組んでまいりました。議会の皆様の御理解もいただきました。

特に議員が御指摘の広い意味での都市計画ということですが、これは極めて重要であります。なぜならば、都市計画はまちづくりそのものでありますし、好循環の土台であり、かつスタートライン、起点となるからであります。基本的な考え方は2つであります。第1に、今後少なくとも15年間は残念ながら人口は減り続ける、15年間人口は減るのだということを前提にしたまちの形、コンパクト・プラス・ネットワークと言っておりますが、これを言うだけではなくて実行することであります。

2番目、外から人や投資を呼び込んでいく魅力のある米沢、言い換えれば幸福度の高いまちに変える、そのためには中心市街地、そして上杉エリア、さらには駅前エリアの活性化に向けて具体的に官民連携で開発行為に取り組むと、こういうこと

であります。さらに言えば、新産業団地をつくり、稼ぐ力を高めて、加えて、中高一貫学校を市街地に設けると、そして活性化するということであります。

同時に、これまた相反するようではありますが、人口が増えることが発展のバロメーターではないという、こういう時代にいよいよ米沢は入ったということであります。すなわちそうだとすると、逆に一人一人の、マスではなくて個々の幸福度ということを高める地域という姿を、その米沢をデザインしなければいけないと思います。これは非常に逆説的なのですけれども、一人一人の幸福度が高まる、そういう形でシフトすると、逆に私は人口は増加に転ずるのではないかと、このようにも思うわけであります。

現在、令和8年度から始まる10年間の新総合計画を策定中であります。御案内のとおりであります。この中で、具体的に市街地周辺部の土地利用の基本的な考え方、また5年間の計画というのも示してまいりことになろうかと思います。こういう中で、経験が豊富で、幅広くまた高い知見をお持ちの吉田晋平副市長にまちづくりのプロジェクトを統括してもらいたいと、このように思います。都市計画課長、さらに言うと交通政策も企画の分野で御経験されている吉田さんにお願いしたいと、こう思っております。

これは時間のかかる大変な仕事だと、このように思います。しかし、まちづくりなくして米沢の再生はないと、こう思っておりますし、できることから始めると、広い目で見て着手小局だと、このように思っております。何もしないことは、これは罪だと、こういう意識でスピード感を持って取り組んでまいりたいと思いますし、相田議員はじめ、議会の皆様の御提案、お力添えも引き続きいただきたい、このように思います。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） 御答弁ありがとうございます。大変心強い御答弁をいただいたと思って

おります。東海市に一緒にお邪魔したときに、東海市は名古屋との距離感もありますので、この時代においても壮大な面積の開発行為を行いながら、人口も増えていますし、当然ながら税収も増えていると。米沢市と比較できるものでもないのですが、やはりチャレンジしていくところには人が集まっていると私は感じるのです。米沢市の場合はこの間、長いこと個々の課題を解決するために、それこそ立地適正化計画を使ったり、都市再生整備計画に掲載して有利な財源を確保したりしてきましたけれども、やはり将来目指すべき姿に強力に推進力を持ってベクトルを集中させてという形のものにはなっていなかつたと私は感じているのです。市長から心強い御答弁をいただきましたので、やはりこのワンツーブル体制の中でしっかりと方向性を示していただきたいと思います。

あと、先ほど総務部長から御答弁いただきましたので、都市計画推進には神保の壁とならないようにお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で10番相田克平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

~~~~~

午後 3時17分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、生活保護制度の運用見直しと福祉体制改善に向けた取組について外2点、8番影澤政夫議員。

[8番影澤政夫議員登壇] (拍手)

○8番（影澤政夫議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日、朝一番に市民平和クラブ、我妻議員、そして本日、最後の演壇を務めます、市民平和クラブ、影澤でございます。よろしくお願ひいたします。

質問に先立ちまして、このお忙しい時間帯にもかかわらず傍聴においての市民の皆さん、誠に御苦労さまでございます。ありがとうございます。また、ネットで見ておられる方々につきましても、敬意を表するものでございます。

それでは、発言通告に従い、3点一般質問を行います。

大項目1、生活保護制度の運用見直しと福祉体制改善に向けた取組について。

(1) 生活保護基準の改定を巡る裁判の背景と適正基準の在り方について。

全国では今、生活保護基準の引下げをめぐる裁判が続いている、既に最高裁での弁論も行われ、判決は今月27日に予定されています。厚生労働省による生活扶助基準の引下げには、物価偽装や政治的な介入といった問題が指摘されており、司法判断の結果として原告側が勝ち越ししております。このような背景には、2012年のいわゆる生活保護バッシングがありました。それを受けた国は、2013年から2015年にかけ、三度にわたり給付水準を合計で10%引き下げた経緯がございます。

こうした状況や司法の判断を米沢市としてどのように受け止めておられるのか。また、生活保護基準の適正化についてどのような認識をお持ちで、今後の市政運営に反映していくとお考えなのか、本市の御見解をお聞かせください。

(2) 居住福祉の視点に立った住まい支援と生活保護制度との連携強化を目指して。

住まいの問題は、単なる住宅政策にとどまるものではありません。居住福祉という理念の下で、人権として保障されるべき重要な分野です。この保障を支える基盤として、公的な住宅政策の責任が今、改めて問われているところです。

さらに、2017年に改正された住宅セーフティネ

ット法が、本年10月にまた改定される予定でございます。この法改正等によって、住宅に困窮する方々への支援が自治体の責務として明確に示されるようになるのではないかでしょうか。こうした背景を踏まえ、生活保護制度においても住宅扶助の拡充や居住支援体制の整備は喫緊の課題であると考えますが、いかがでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

米沢市として、居住福祉の理念をどのように政策へと反映していくのか。実践されているのかどうか。また、生活保護制度との関連についてどのように取り組んでおられるのか、お考えをお聞かせください。

(3) よりよい支援体制の実現に向けて。

生活保護の現場においては、ケースワーカーの業務負担については非常に重く、そのことが大きな課題となっていると私は認識しております。

そこで、次の3点について、現状の市の御見解をお伺いいたします。

1つ目、標準配置数に対するケースワーカーの人員数は現在どのような状況にあるのか。また、今後増員の方針はあるのか、お聞かせください。

2つ目、福祉分野における専門職の採用や育成について、どのような計画を持って対応されているのか。

3つ目、申請業務や記録業務のデジタル化など、業務負担の軽減に向けた取組の現状と、今後の展望について、現場でのマンパワーの確保と支援の質の向上、その両立に向けた市の取組の方向性をぜひお示しいただきたい。

加えて、関係課の連携体制の課題について、現在、米沢市の福祉関連部署は健康福祉部内の複数の課に分かれて配置されています。その中にはロケーションの違いもあり、連携が十分に取れないケースもあると伺っております。このような配置のままでは情報共有の遅れや断片化を招きかねず、結果としては、利用者の選択肢の幅を狭めてしまうのではないかと危惧しております。

最終的に生活保護の窓口に至るまでの過程は、本当に必要なケアが明確に説明、提供されているのかどうかについても疑問が残ります。利用者ができるだけ多くの情報を基に的確な判断ができるようにするためには、支援側の連携体制こそが鍵になると考えます。

以上、本市としてどのような連携強化策を検討されているのか、御見解をお示しください。

大項目の2、米沢市の農業政策の強化と未来展望について。

#### (1) 儲かる農業への政策転換について。

現在、米の価格が高騰し、安定供給の確保が大きな課題となっております。こうした状況の中で、米沢市の農業をもうかる農業へと転換し、生産者の経営基盤をしっかりと支えていくための具体的な対策がさらに求められています。異常気象にもしっかりと対応しながら、生産の安定性を高めること、そのことは大規模営農ばかりではなく、小規模・家族経営農家の持続可能な経営にも欠かせません。そのためには、流通の透明化、ブランド化の促進、販路拡大などによる収益向上が重要です。

本市で今、鋭意作成中の地域計画、目標地図を活用することで、農業生産や流通経路なども可視化し、地元市場での直接販売や適正な流通調整も可能になると思います。目標地図のこの種の活用方法について、本市の御見解を伺います。

#### (2) 若年層の就農促進とスマート農業の導入について。

米沢市では、農業従事者の減少と高齢化が進行し、未来を担う人材の育成が大きな課題となっています。特に若年層の就農促進を強化し、地域農業の継続性を確保する事が不可欠です。この課題に対応するためには、農業研修プログラムの拡充や住環境の整備なども含め、若者が安心して農業に参入できる環境づくりを推進すべきです。また、熟練農業家によるメンタリング制度を導入し、新規就農者が技術を効率的に習得できる仕組みが求められます。

加えて、地域計画、目標地図を活用した農業労働力の合理的な配置を進めることが重要ではないでしょうか。特に、農業従事者不足が深刻な地域を特定し、地域特性に応じた労働力の調整を行うことで、生産効率の向上にも資するものと考えます。さらに、G N S S データを地域計画に組み込み、生産計画の最適化を図ることも大いに期待できるのではないかでしょうか。本市として、これらをどのようにして戦略的に推進していくのか、具体的な方向性があればお聞かせください。

#### (3) 地域資源の活用と持続可能な農業・食文化の創出について。

持続可能な農業を進めていく上では、地域にある資源を生かしながら、食文化や地域の伝統をしっかりと守っていくことはもちろん大切です。同時に、行政が関わる地域活性化につながる仕組みづくり、制度設計も重要なと思います。

具体的には、地域コミュニティへの参画を前提として、空き家や使われていない施設、農機具など含め、安価で提供するなどの支援制度の提供で、移住を希望する人の受入れを進めるとともに、新しい担い手の確保にもつながるものと考えております。本市として政策の方向性についてどのような御所見をお持ちなのか、お示しください。

私の願いを込めた質問で恐縮ですが、今年度、農政課から改め、農業振興課へと名称変更が行われております。これを大きな契機として捉え、官民連携、あるいは有志を含む地域の多様な関係者と共に、農産物や工芸品など地域に根差した資源、商品を単なる生産物として終わらせるのではなく、そのブランド化の検討や開発から生産・加工、そして販売に至るまで一貫してプロデュースしていく地域商社を目指し、本市農業政策を進めていくべきではないかと考えます。農業振興課として、ぜひ前向きな御答弁をお聞かせください。

次に、大項目の3、米沢市学校給食センターの運営と地元食材の活用について。

#### (1) 学区内の商店・農家との納入契約維持の

現実性について。

本市の学校給食は、これまで長年にわたって地域の商店や農家の皆さんとの御高配と契約によって培われてきました。しかし、給食センターが運営されることにより、納入の仕組みが大きく変わることになります。その場合、地域の商店や農家の方々がこれまでどおり納入業者として関わり続けることが可能なのかどうか、当局の御見解をお伺いいたします。

また、これまで進められてきた地産地消の推進計画についても、今回の変更によって学校給食にどのような影響があるのか、その点についても併せて御説明いただきたいと思います。

これまでの議論の中では、給食センターと近隣農家が直接契約する形も検討すべきだとして、各会派の議員からも多く寄せられていたと私は記憶してございます。今回の納入契約の中で、そうした対応が可能となる余地はあるのかどうか、その点についても御説明をお願いいたします。

(2) 給食センターの導入による地域経済への影響について。

今後の給食センターの運営によっては、地域の商店や農家が納入業者として関わるなくなるのではないか、私はそうした懸念を持っております。特に今回報告されていた代表納入業者1者体制という方式が、これでは従来のような地域との関わり方がどのように変わるのが、なかなかイメージができません。同時に明らかにされた納入経路として、米沢総合卸売センターを通じてとされておりますが、これは従来の納入方式に比べてどのような優位性があるのか、具体的な内容について御説明いただきたいと思います。

令和8年度についての期限付業務委託のことですが、そのような委託とされた理由について改めて御説明をお願いしたいと思います。

加えて、もう一つ確認させていただきます。これまで当局で御説明されてきたPFI方式では、15年間の長期的な委託経費が前提となっており

ました。今回の御説明にあった新たな業務委託がPFIの財政計画に与える影響はないのか、市教育委員会の御判断をお伺いいたします。

(3) 今後の展望と持続可能な学校給食の仕組みについて。

学校給食は、単なる食事の提供ではありません。子供たちが地域の食文化を学び、食育を実践していく、非常に大切な学習の機会あります。したがって、給食センターの運営のうち、調理はもちろん、食材納入の日常業務についても、意識すべきは学校給食に特化した仕組みを導入していくことが必要だと考えます。市教育委員会の担当者と代表納入業者・納入業者がしっかりと連携できる仕組み、体制、制度設計が必要だと考えます。これらを踏まえ、地域経済にも十分配慮しつつ、地域と共にくる持続可能な学校給食の実現に向け、本市としてどのように進めていかれるのか、具体的なお考えをお聞かせください。

以上で演壇からの私の一般質問を終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

[山口恵美子健康福祉部長登壇]

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目1、生活保護制度の運用見直しと福祉体制改善に向けた取組についてお答えいたします。

(1) 生活保護基準の改定を巡る裁判の背景と適正基準の在り方について。

議員がお述べのとおり、平成25年から平成27年の3か年で、世帯の状況によって違いはあります。最低生活基準が最大10%引き下げられました。それに起因する訴訟については、今後最高裁の判決が出るとのことですので、その判断を受けての国の動向を注視してまいります。

最低生活基準は5年に一度、社会保障審議会の生活保護基準部会の審議において、前年までの物価等を考慮した上で見直されており、今般の急激な物価高騰を受け、昨年の10月からは1人当たり1,000円が特例的・時限的に加算されており、今

年の10月からはさらに1人当たり500円が加算される予定となっております。

適正で公平な基準であるためには、物価や景気の変動、一般世帯との均衡など、様々な要素について実態に即した基準である必要があると考えております。本市としても地域の現状把握に努め、被保護世帯の声を国に伝えていく必要があると考えております。

次に、（2）居住福祉の視点に立った住まい支援と生活保護制度との連携強化を目指してについてお答えいたします。

安定した居住の確保は、生活困窮者、高齢者、障がい者など、それぞれの分野において生活の根幹となる最も重要な要素とされております。住宅確保要配慮者は、現に生活に困窮する方の割合が高く、生活保護の相談につながる場面が多いことから、生活保護の担当が中心となって、民間の不動産会社やNPO法人、介護機関など関係する機関と連携し、住居確保に向けて取り組み、支援を行っております。しかしながら、住宅確保要配慮者の中には、経済的な課題以外の方もいらっしゃいますので、どのような理由であっても住居に関する相談ができ、支援を受けることができる体制が必要であると認識しております。

住居に関する支援体制として、住宅セーフティネット法にて規定されている居住支援法人は、住宅確保要配慮者の相談支援において重要な役割を担っていただけだと考えております。住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供や賃貸住宅への入居に関わる住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として都道府県が指定する制度です。

山形県内では、県の指定を受けて5つの法人が活動されており、置賜管内では指定法人が現在ない状況ではありますが、市内の不動産会社などから本制度について相談を受ける機会がありますので、その指定に向けて本市としても働きかけを

行っていきたいと考えております。

居住支援法人においては、住居に関する情報を一元化し、相談窓口を明確にすることに加え、居住支援法人等と行政が協働し、幅広い要配慮者のニーズに応えていただきたいと考えております。

（3）よりよい支援体制の実現に向けてお答えいたします。

初めに、ケースワーカーの配置状況につきましては、社会福祉法により標準数が定められており、市が設置する福祉事務所においては、被保護世帯数が240世帯以下であるときは、ケースワーカーの配置を3名とし、80世帯が増すごとにこれに1名を加えた配置数とされております。

本市における令和7年4月1日現在の被保護世帯数は671世帯であることから、標準数は8名となっております。現在の配置は9名であり、標準数を満たす状況であります。しかしながら、近年の被保護世帯の抱える課題の複雑化、さらには多様な制度改革への対応、新規相談・申請件数の増加などにより、ケースワーカーにかかる事務的、精神的負担は年々増加していると考えております。現時点では、増員の計画はありませんが、こうした要因を鑑みた上で、ケースワーカーの適正数の配置について検討してまいります。

また、社会福祉士をはじめとする福祉専門職の採用、配置された職員の育成についてでありますが、自立支援の質の向上、継続性を確保する観点からも、専門職の配置が望ましいと考えているところです。現在、ケースワーカーを担当している専門職員は2名で、社会福祉士が1名、保健師が1名となっています。また、生活保護現業においては、社会福祉主事の資格取得が必須とされており、主事資格を持たない職員が配置された場合には、資格の取得のために通信制スクーリングを受講できる体制を整えており、専門知識の取得、人員の確保に努めています。そのほかにも各種研修会への参加、内部研修の開催により職員のスキルアップを図り、職員の育成に努めているところ

です。

次に、生活保護業務のデジタル化による業務負担の軽減についてであります、保護の申請においては、現状を対面により十分に聞く必要があることから、電子化する計画はありません。しかし、ケースワーカーが行う支援経過記録などは、現在システムを導入しており、管理しているところであります。先進地においては、ケースワーカーがタブレットを活用しているとの話も聞いておりますので、ケースワーカーの負担軽減につながるかなど、それらの効果を検証したいと考えております。

関係課のロケーションと連携体制の課題についてですが、健康福祉部が本庁とすこやかセンターに分かれて業務を行っていることについては、物理的な距離の問題があると感じております。このことは、職員間の問題だけでなく、相談者や要配慮者に不便・不利益を課さないようにすることが大事であると考えております。情報の共有、情報の伝達、支援に向けた連携とそれぞれに対応策を講じながら、その中で改善できる点を洗い出し、よりよい方法を模索している状況です。情報共有の課題に対しては、各制度に基づく支援会議、調整会議において顔の見える関係を維持しつつ、関係機関同士が制度理解を深めることを継続して行うとともに、重層的支援体制の構築を図ってまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

[我妻重義産業部長登壇]

○我妻重義産業部長 私からは、2の米沢市の農業政策の強化と未来展望についてお答えいたします。

初めに、(1)の儲かる農業への政策転換についてですが、農業は本市の基幹産業でありますが、農業従事者の高齢化や後継者不足、生産資材や燃油価格高騰、異常気象の発生など、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっております。このような状況の中、営農を持続可能なものとし、も

うかる農業への転換を図ることを目的に、今年3月に第2次米沢市農業振興計画を策定し、事業を展開することとしております。

あわせて、近年は、異常気象による猛暑や大雪などの自然災害が発生するなど、農業への被害が大きくなっています、農業被害への対応、対策も喫緊の課題となっているところです。

議員がお述べの地域計画につきましては、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律に基づき、人・農地プランが地域計画として法定化され、今年3月に策定いたしました。その地域計画において、高齢農業者や兼業農家の方も地域の農地を守っていく担い手として位置づけており、農地1筆ごとに耕作者を示した地図、いわゆる目標地図において見える化を図っております。地域計画は、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図でありますので、地域計画を最大限活用した取組を進めていくことが重要であります。

計画を策定して終わりではなく、定期的に見直しを行うことで、より具体性・実効性のある計画にブラッシュアップしていくこととしておりますが、あわせて、農業生産や流通経路等の可視化についても、地域の話合いの中で様々御意見をいただきながら、持続可能なもうかる農業を目指してまいります。

次に、(2)の若年層の就農促進とスマート農業の導入についてでありますが、若年層の就業促進に向けた取組については、若い世代が安心して新規就農に取り組める環境づくりが必要であることから、国の新規就農者育成総合対策事業を柱として様々取り組んでいるところであります。

国の経営開始資金については、新たに農業経営を開始される方に対しまして、年間150万円を上限に3年間交付される支援制度で、本市では現在2名の方に活用いただいておりますが、最近では移住して新規就農される方からも相談を受けておりますので、御活用いただけるよう市としても

現在サポートを行っているところであります。

議員がお述べのメンタリング制度につきましては、対話を重ねながら気づきを与え、自発的な成長を促すことができるなど、熟練農業者が新規就農者の育成や技術向上を促す際にも効果的な手法と言われておりますので、メンタリング制度も含めた新規就農者が技術を習得しやすい仕組みづくりについて、関係団体等と連携して検討してまいります。

また、地域計画の目標地図につきましては、地域の担い手が不足している場合、地域外の農業従事者や組織を計画の中に位置づけておりで、今後も地域での話し合いを行いながら調整し、適宜見直しを行うこととしております。

なお、スマート農業につながるG N S Sデータの活用につきましては、若手農業者との意見交換の中でも話題として出ておりで、どのような活用方法があり、どのようなメリットがあるのか、引き続き研究してまいります。

次に、（3）の地域資源の活用と持続可能な農業・食文化の創出についてですが、空き家等の利活用を農業振興に結びつけることで、農業の担い手となり得る移住者等の受入れを促進することは、地域農業の担い手を確保する点で有効と考えられます。現在も、本市に移住を希望される方で農業を目指される方については、住居や就農場所等について関係課と連携しながら対応することとしておりますが、住居につきましては個々のケースにより対応している状況であります。

本市では、移住のお試し暮らし体験で地域との交流を行っているところでありますが、農業希望者に対し、使われていない施設や農機具等の継承も含めまして、どのような仕組み、制度化が可能か研究してまいります。

最後に、食文化の継承・創出につきましては、今ある地域農産物の価値を見直しながらブランド化を進め、6次産業化、新商品開発に向けて、関係機関や民間事業者とも連携しながら、生産者

の所得向上につながる取組、方策について引き続き研究を進めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、3、米沢市学校給食センターの運営と地元食材の活用についてお答えします。

初めに、（1）学区内の商店・農家との納入契約維持の現実性についてお答えいたします。

これまでには、それぞれの小学校で、青果、精肉、水産物や豆腐やみそ、しょうゆなど、市内の小売業者や製造業者、個人農家などそれが取引先の業者と各自契約を行い、食材を納めていただき、給食を作っていました。とりわけ果物や野菜などにおいて学校ごとに取引先の農家があり、旬の食材を提供いただいてきた経緯があります。

地産地消の推進を図る観点から、これまで納入していた地元農家からの食材調達や地元農家の活用について、米沢青果や小売業者の方と意見交換を行い、検討してまいりましたが、給食センターにおいては、最大約2,100食分の食材を一括発注することになりますので、大前提として安定的供給が可能であるかどうかが重要な要素となります。

また、地元農家の農産物の活用に当たっては、給食に必要な安定収量の確保が課題となるため、給食センターでは、農家と個別に契約し、直接相対で農産物を購入する方式ではなく、地元農家の農産物を給食に利用することと数量の安定的確保を両立する方法として、青果物市場を通し、小売業者が納入する仕組みとしました。このことにより、天候不良などにより収量が確保できないような場合でも、青果物市場の商品でカバーすることができ、リスク回避の面からも有効と考えております。

なお、一部の小学校においては、親子給食の中学校分の数量は減ることとなりますが、令和8年

度は現状どおり私会計において給食を提供する予定ですので、学区内商店や地元農家からの食材納入は引き続き学校ごとの判断において個別に契約されるものと考えております。

次に、米沢市食育推進計画はどのような影響を受けるのかについてですが、第3次米沢市食育推進計画が令和7年度までとなっており、その中で学校給食における置賜産農産物共同購入の対象品目について目標値を定め、取組を進めているところです。

現在、給食センター用の献立作成を行っておりますが、野菜は青果物市場を通して購入することとなりますので、できるだけ米沢産、置賜産、山形産の地元産野菜を使用できるように米沢青果や納入業者である小売業の部会とも相談しながら、地産地消の取組を進めてまいります。

なお、令和8年度に改定となる第4次米沢市食育推進計画において、給食に係る地元産野菜の使用割合の数値目標については、現在、健康課とこれまでの経緯や現状を踏まえどのような数値目標が望ましいのか、協議を行っているところです。

次に、協同組合米沢卸売センターの役割についてお答えします。

先ほども述べましたが、これまで小学校での調理による親子方式により給食を提供しており、食材は各学校において取引先の業者に発注しておりましたが、今後は給食センターが発注者となりますので、青果や精肉、水産物の小売業者や豆腐、みそ、しょうゆの製造業者において、受注業者をどこにするのか、選定する必要が生じてまいります。

この際に大前提としまして、給食センターでの食材調達においては、大手業者による価格競争により決定するのではなく、地域経済に貢献するためにも、これまでの小学校給食と同様にできる限り地元の小売業者や市内の製造事業者を積極的に活用していきたいと考えております。

具体的な事例で申し上げますと、豆腐やみそ、

しょうゆなどについては、原材料や味、価格などがそれぞれの店舗で違つてまいります。品質、味、価格が違つてくるものについて、仕様書を示し、見積り合わせや入札を行い、特定の業者を決定するのは難しいことから、献立や月間・年間の受注量に応じて受注業者を選定する調整作業が必要となってまいります。その仕組みづくりや協議の場の調整について、業務委託を行おうとするものです。

次に、（2）給食センターの導入による地域経済への影響についてお答えします。

まず、御質問のあった代表業者1者方式の導入につきましては、食材納入業者説明会の折に口頭で補足説明したところですが、受注する業者が複数となった場合には検収作業やそれ以降の調理工程にも影響が生じるため、センターへは代表する1者が納入するようお願いするものです。

具体的な事例で申し上げれば、献立が空揚げのとき、鶏肉は機械で切ることが難しく手切りになりますが、2,100人分を1者で用意するのが難しく例えば3者に分担するような場合、A者で500人分、B者で600人分、C者で1,000人分を用意する場合、ABCそれぞれがセンターに納入するのではなく、代表者1者が納入するということを示したものです。

青果、精肉、水産物等については、業者登録制度に登録されている市内の小売業者や製造事業者に直接発注を行うことができる仕組みとしますが、米沢総合卸売センターへの時限的な業務委託は、安定的な食材調達を行うことができるよう今年度中に受注業者の選定の仕組みづくりを委託するもので、次年度以降については各部会の中で調整できるようにするものです。

次に、共同調理場になることに伴い、食材納入の仕組みが変わることによって新たに委託料が発生することになれば、VFM (Value for Money) は変わるものではないかについてお答えします。

VFMの評価は、共同調理場の整備運営を從来

方式とPFI方式として実施した場合を比較するものであり、いずれも共同調理場を前提としたものであることから、従来方式及びPFI方式のどちらであってもこのたび御説明した共同購入に当たっての仕組みづくりに必要な委託料が発生することから、従来どおりPFI方式のほうが従来方式よりもVFMがあることに変わりはありません。

最後に、（3）今後の展望と持続可能な学校給食の仕組みについてお答えします。

議員が御指摘のとおり、学校給食は、児童生徒の健やかな成長を支えるだけでなく、地産地消の観点や地域の食文化や持続可能な食育を推進する重要な教育の一環であると認識しております。

そのため、給食センターの運営においては、単なる調理・提供の枠を超えた教育的視点を取り入れたおいしい給食づくりのための仕組みづくりが必要であると考えております。

こうしたことから、食材納入業者の皆様には、本市の学校給食が目指す基本方針について御理解いただくとともに、食材選定から提供方法に至るまで、米沢市の食育の推進に御協力いただくようお願いしております。

具体的には、食材納入事業者等の協力の下、VRゴーグルを活用した食育体験動画を作成し、日常的に食べている給食の食材が多くの人々の努力と支援によって届けられていることを、子供たちが興味関心を持って理解できるような取組を行ってまいります。

教育委員会としましては、学校給食の運営に関わる多様な関係者、生産農家や豆腐、みそ、しょうゆの生産者、調理従事者、配送業者など給食に関わる多くの方々の役割と努力について子供たちにきちんと伝えながら、おいしい給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） まずもって御丁寧な御答

弁、大変ありがとうございました。私がしゃべり過ぎたせいでしょう、時間が押し迫っておりますので、一問一答ということで一つ一つ項目ごとにここが少しというところについてお話ししてまいりたいと思います。

国のいわゆる判断、そして最高裁の判断ということもあるわけなのですけれども、今の状況からしてほぼほぼ原告側に対する、あまり予断的には考えられないのですけれども、そういう判断になるのではないかということからすれば、ますます現場での生活保護の関係についての手續であったり、様々な調査の関係が詳細にわたって指示がいすれば来るのではないかということも含めて、やはり現場体制ということについては明確に、同意も含めて、あるいはやり方も含めて考えておく必要があるのではないかということを思うわけでございます。

現場の声は、やはり支援したくても時間が足りないとか、それからじっくり相談に乗れないなどというのはあってはならないことだと思うのですけれども、今の現状からして、確かに規定は満たしているということがあったとしても、非常に複雑になってきている。それから、ほかのいわゆる支援措置、そういうことについても精通していかなければならない。最終的には生活保護の受付担当が、それら前段の状況についてあまり情報がないままに決定されていくのではないかという私自身の懸念がございます。

そういうことも含めて、私の認識は勝手で申し訳ないのですけれども、今現在マンパワーは不足しているのだということだと思うのです。ぜひ、その点についてもう一度お聞かせいただきたいのですけれども、今後恐らくさらに利用者側に資するような判決が出る、国が動くということが想定されるという状況の中で、イフですからこれはなかなかあれなのですけれども、当然マンパワーを増やしていくということについてはお考えだということでおろしかったですか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 柔軟な支援を行うためには多くのマンパワーが必要とされています。国の定める基準をクリアしているとは言いますが、先ほども壇上で申し上げたように、なかなか複雑化している状況であること、また今回の判決がどのような判断になるかということは注視しなければなりませんが、そのことによって業務が繁多になるということも想定されます。以前、やはり業務外で追加された給付金の配付などにおいては、健康福祉部内全体で協力体制を整えながら業務に当たっていたという状況もございます。どのような判断が下され、どのような体制が必要となるかというのは現段階では分かりませんけれども、全市挙げて対応するべきことがあれば対応させていただくことになると思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ありがとうございます。  
ぜひそういった観点で御対応いただければと思います。

先ほど居住支援法人というお話をございましたけれども、残念ながら置賜にはないということをございました。その対応について、民間といいますか、そういう団体に任せる分、それから民間にお手伝いいただく点、これは確かにあるだろうと思いますけれども、ぜひ当局としてもそこの中で主導性を取っていくということについて、やはり居住環境ということについて、そこからやる気が生まれるということは数々の方々が提唱していらっしゃいますし、やはり居住環境が悪くてそこからやる気が生まれるとも聞いてございます。ぜひそういう意味では主導性を取っていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 住宅セーフティネット法において、居住支援協議会の設置が自治体の努

力義務とされたところです。居住支援法人をはじめとする居住に関する関係機関で構成し、住居に関する課題を有する事例の検討、地域における課題の共有や協議の場として期待されております。今後、本市福祉部門と住宅部門、民間法人等と協議を進め、その設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひそういったところも、柔軟にという言葉が適當かはどうか分かりませんが、御対応いただきたいと思います。

様々な制度があるだけではやはり届かないと思うのです。伝えるための道具や人材、それから制度、これが鍵になるだろうと思いますので、ぜひそれを丁寧に届けられる人材のいわゆる育成ということも含めてお願いしたいと。先ほど、それに対する御答弁もあったわけなのですけれども、附属するツール、私はデジタル化というのは別に事務を簡素化するのではなくて、その分利用者に向き合える時間、こういったことをつくっていただきたいという思いでございました。

体制の強化もちろん、人員の増強もちろんではあるのですけれども、その中でも健康福祉部としていろいろな、例えばの話になりますけれども、マッチングツールを利用するとか、それから、どういう支援が必要でどういうところに行けばいいかということも含めて、米沢市には様々なノートがありますけれども、福祉支援ノート的な、中身も含めてそういう具体的なA3判でもいいのではないか。一目見て対応できるよう、そういったことも併せて工夫していかれるということについてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 ただいま大変貴重な御提案をいただいたと思っております。やはり健康福祉部には様々な支援制度がございますけれども、なかなか一元化して見るということが難しい状況です。複雑になっている分、そのような見や

すいものなど今後検討していくという方向で考えたいと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ゼひよろしくお願ひいたします。現場に寄り添った仕組み、それから体制、これも強化は大事です。市として一步踏み込んだ取組を今後も期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の質間に移ります。

スマート農業、農業関係に移るわけなのですが、GNSSの技術革新、これはもう目覚ましいものがあるということで3月定例会でも私は申し上げました。この技術をやはり若い就農者、就農を希望する方々に、様々な情報が入っていますから、ぜひ生かしていただきたいということで、今回は目標地図と併せて、地域計画と併せて何とかできないかという御質問でございました。

ただ、3月定例会でも申し上げたとおり、既に大手の農機具メーカーさんが独自にやっていらっしゃると。やはり先行的にやっていらっしゃる以上、市としてもお話ししながらということも含めて申し上げたつもりでした。あの時点の答弁では非常に耳に心地よいような答弁でありましたが、検討します、共に対応していきますというお話だったのです。その辺のところはどこまで進んでいらっしゃいますか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 3月に影澤議員からそういう御提案もございまして、課の内部でも検討は進めておりますが、近隣の町で今おっしゃったとおり民間のメーカーで導入しているということで、後でいろいろ意見交換をしたいところであったのですが、現在、農業振興課が昨冬の農業の大雪被害の対応で今注力していまして、なかなかその時間が取れないですから、今後並行してそちらの事例については意見交換をして、どういったものが可能なのかということは研究を進めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） なかなか相手にしていただけなかったということにも聞こえるのですけれども、ここでやはり先ほど私は力を入れましたけれども、農業振興課として今後いわゆる地域商社という形になれば、そういう大きなメーカーの方々も少しは耳を傾けていただけるのではないか。あるいは、地域商社としていろいろな方々の意見をまとめながら対応していけば、もっともっといろいろな知恵が出るのではないかと思います。

その前に少しあれなのですけれども、いわゆる住居とか、それから農機具の関係もお話ししました。貸与するとか、そういう話。これはやはり就農スタートパッケージといいますか、そういうことをまとめておけば、こちらに来て就農したいという方も十分その気になるのではないかと。そういう制度設計についてお考えいただくということについてはいかがですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 議員がおっしゃるとおり、就農するに当たり農機具が高額でなかなか難しいというところに一つのハードルがあります。残念ながら農業を廃業される方もおりますので、そういうところの継承も含めて、今後そういったシステム、制度ができるかというところで、それにについても検討は進めたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そういうことでゼひお願いしたいと思いますけれども、お隣の秋田県由利本荘市、こちらに県立秋田大学という大学があるということでお聞きしておりました。そこに通っている学生のお父さん、お母さんとお話ししたときに、非常にいい制度があるよという話を聞きました。調べてみると、ここわき&地域おこし協力隊ということで、地域おこし協力隊との連携も含めて、いわゆる今産業部長がおっしゃったような様々な農業に対する支援策、住宅も含めてな

でありますけれども、そういったことを提供する。これはあらかじめ学校にいる間はここにいろよという話になるわけなのですけれども、すごく気になったのは地域コミュニティーにちゃんと参画するようにということをやはりうたっているのです。その辺が非常に先進的だと思いましたし、その御父兄の方も、あと学生も帰ってきたときに聞きましたけれども、まずは住居費が安いということと、農業が覚えられるということも含めて、何よりも地域とのお祭りとかそういうわゆる交流が非常によかったということもあるので、ぜひこういった先進事例も参考にしながらお答えをいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 移住して農業をされたい、希望する方については大変ありがたい制度だと思いますので、今御提示いただいた先進事例を研究してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ありがとうございます。  
ぜひ研究していただきたいと思います。

私としては、今回の目標地図、これはやはり様々利用できる、使っていただかなければ困ると思うのですけれども、なかなか議論にのっていただけなかった地域商社機能であります。これと目標地図を連携させながら、作って終わりではなくて、売れる作物をどこにどう届けるかまで農業振興課として、やはり地域商社として対応していただければという思いを込めまして、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、学校給食センターの関係でございました。

実は昨日もお話を出まして、太田議員からも様々質問がなされました。実はそのときに教育指導部長は、納入事業者の説明会に今のところ3つの事業所しかまだいらしていないという、そういう問合せしかないというお話をだつたのです。まだ

そのようなことでありますか。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 登録業者の申請について  
3者というお答えをしたかと思います。その状況の変化はないと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） もしかすると、いわゆる問合せ業者はまだたくさんあるということの認識でよろしかったですね。

その中で、いわゆる地産地消の問題であったり、葉物野菜の関係では特にそうだったのでしょうけれども、要はそういったことについてあのとき産業部長もお答えになりました。教育委員会としてそちらのほうにはこういうお話をしてください、やりますよというオーダーは出しましたということでございました。片方としては、オーダーは受け取っておりましたという、お互いの話の中でどの程度理解してお話をされたかということについては少し疑問もあったのですけれども、そういうことが地元の方々、今回説明会をされる部分について誤解がなかったかどうか。あるいは、そういったことを明確に、説明会にお呼びするときに、地産地消はこういうことでやっていきますよ、もう部門をまたいでこういうことでやるのでですからというふうなことが伝わっていたかというと、どうだったのでしょうか。昨日の答弁では、伝わっていたように思えなかつたのです。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 まず、給食センターになった場合でも、地産地消の取組を行っていきたいという全体の方針についての変更はございません。なかなか伝わっていなかつたのではないかという御指摘ではありますけれども、現在の小学校給食に納めている方に対して、引き続き小学校のみ納める場合には説明会への参加は必ずしも必要がないということをお伝えしていたものですから、結果的に説明会への参加を控えられた方もいらっしゃったのではないかと思います。

また、それ以外に別の農家の方でセンターに納入を考えているのだけれどもという御相談をいただいたことがありますて、その方につきましては、青果物市場を通して納入するのだということの説明をさせていただいているところでございます。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そうでございますか。その点については今後も注視させていただきたいというか、そのまま3者しかないなどということは当然ないと思うのですけれども、非常に心配なところもあるので、その辺は注視させていただきたいと思ってございました。

それで、代表納入業者の関係で、私は説明を受けた段階では誤解しておりました。恐らくといいますか、伝わっていると思うのですけれども、私の一般質問の内容についてもいささか観点が違ったのかということで、今反省してございます。要は代表者が1者ではなくて、同じ業界で例えば何者かあって、納入する際にそんなにたくさん来られても困るということも含めて、その中の1者をお決めになって、その方が納入していただくということでおろしかったですか。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 市で代表納入業者を選定するものではなくて、あくまでも地元業者の中から部会が設置されて、この部会において納入業者を調整、結果として代表する納入業者を決めていただくという仕組みになってございます。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 代表納入と聞くと、私は1者だけというイメージを持ったのですけれども、よもや説明に来られた方はそういった勘違いはないということでよろしかったですか。

○島軒純一議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 このことにつきましては、説明会以前に地元業者の方とも意見交換をしているところでございますし、その説明会の場でも

詳しく説明させていただいたところでござります。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 分かりました。とにかくこれからも注視させていただきますけれども、センターになったから何々が落ちたとか、そんなことがないように、我々としてもその地域に根差した食育の方向性ということを共有しながら、センターの事業者の方々と、それから学校担当といろいろと改善サイクルを回していくっていただくこと、このことがやはり大前提となると思いまして、持続可能な今後の学校給食の実現に向けて、やはり地域の声も取り入れながらぜひ体制整備をしていただきたいと思っておりますので、そうお願いしながら、時間を余しますけれども、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了いたします。

## 散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時18分 散 会